

平成 2 6 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年定例監査、平成24年定例監査、平成24年財政援助団体等監査、平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）、平成25年定例監査、平成25年財政援助団体等監査、平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）、平成25年度各会計歳入歳出決算審査及び平成26年定例監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成26年11月28日

東京都監査委員	山	田	忠	昭
同	上	野	和	彦
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1 措置の概要	1
第2 措置の進捗状況	11
第3 通知の内容	
平成23年定例監査	12
平成24年定例監査	13
平成24年財政援助団体等監査	15
平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）	18
平成25年定例監査	19
平成25年財政援助団体等監査	25
平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）	28
平成25年度各会計歳入歳出決算審査	30
平成26年定例監査	32

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、82件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした546件のうち、494件（90.5%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件）

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
546	412	82	494	52

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数	小計	
定例監査	平成23年	1	63
	平成24年	2	
	平成25年	6	
	平成26年	54	
財政援助団体等監査	平成24年	3	6
	平成25年	3	
行政監査	平成24年	1	4
	平成25年	3	
各会計歳入歳出決算審査	平成25年度	9	9
合計			82

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査		
(1) 収入管理 ・滞納整理	6	○水道・下水道料金等の還付に関する事務処理体制を見直したもの (P. 3)
(2) 業務委託	7	○PFI事業に係るモニタリングの実効性を確保したものの (P. 4)
(3) 契約事務	3 2	○検定合格警備員が適正に配置されたか確認できるような仕様書を見直したもの (P. 5) ○様式を定めるなどして単価契約工事の進捗状況管理を見直したもの (P. 6)
(4) 安全管理	1 1	○校舎の外壁診断結果を速やかに学校へ連絡し、安全対策を行えるよう見直したもの (P. 7)
(5) その他	7	○公共ます設置の承認工事に係る事務手続に不備や漏れが生じないように見直したもの (P. 8)
小計	6 3	
2 財政援助団体等監査		
(1) 要綱の見直し等	6	○定額補助の妥当性を検証し、補助制度を改めたもの (P. 9)
小計	6	
3 行政監査		
(1) 災害対策等	4	○災害時に期限切れ医薬品が使用されることのないよう備蓄医薬品の管理方法を見直したもの (P. 10)
小計	4	
4 各会計歳入歳出決算審査		
(1) 財産の登載	9	○財産に関する調書への登載誤りを修正したもの (P. 10)
小計	9	
合計	8 2	

1 定例監査

(1) 収入管理・滞納整理

○ 水道・下水道料金等の還付に関する事務処理体制を見直したもの

平成26年定例監査 No. 70 (P. 58)

指摘の概要

水道局の営業所は、過誤納や更正により生じた水道・下水道料金等の還付金について、サービス推進部が策定した事務取扱手続に基づき、適切な処理を行うこととしている。

しかしながら、杉並営業所及び新宿営業所では、還付対象者の連絡先が判明しているにもかかわらず、連絡をしないまま還付できない事案として処理しているなど、事務取扱手続に基づく処理を行っていなかった。

また、サービス推進部は、毎年度、全営業所に訪問指導を行っているが、両所を「適切に処理されている」としており、問題の発見・是正に至っていなかった。

そこで、還付未済金の管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

水道局は、口座振込又は現金書留送付の還付事務を円滑に行うため、平成26年6月から、新たに「還付事務室」を設置し、還付事務の一部を委託した。

還付事務室では、一元的に移転先の調査や問合せ対応を行い、これまで手書きで記載していた処理経過をシステムに登録することで、部、営業所及び還付事務室の3者で情報を共有する体制を確立した。

今後は、このシステムを活用することで、還付金を適切に管理していく。

(2) 業務委託

○ P F I 事業に係るモニタリングの実効性を確保したもの

平成25年定例監査 No. 11 (P. 22)

指摘の概要

病院経営本部は、都立4病院について、P F I 手法による病院運営を行っている。病院は、事業者の履行状況が業務要求水準を満たしているかどうか評価するため、モニタリングを実施しており、サービス推進部は、各病院からモニタリング結果の送付を受け、必要に応じて病院にヒアリングを実施している。

しかしながら、各病院のモニタリングの状況について見たところ、

- ① 多摩総合医療センターでは、患者情報管理及び禁止食の誤配膳に係るインシデントについて、事業者から報告を受けているものの、モニタリングでその対応状況の分析・評価を行っていない
- ② 松沢病院では、事業者がヘルプデスクを設置して統括マネジメント業務を行っているが、平成25年3月末までに対応することとなっている事案について、対応済みであるか確認しないまま、3月期のモニタリングで同業務を評価している

など、モニタリングが十分に行われていない事例が認められた。

そこで、モニタリングにおける履行確認及び評価の実効性を確保するよう求めた。

措置の概要

多摩総合医療センターは、食事の提供業務に加え、医療事務における患者情報管理についても評価項目を新たに設定し、モニタリングで業務の対応状況の分析・評価を確実に行うこととした。

松沢病院は、ヘルプデスクの対応状況について、2週間ごとに受付内容及び調整中事項の進捗状況の報告を事業者から受けることとし、これを踏まえてモニタリングを実施することとした。

サービス推進部は、モニタリングにフォローアップの視点を取り入れるよう各病院を指導し、各病院が課題管理表を作成し、部においても確認することで個々の課題が解決するまで確実にフォローできるようにした。

また、各病院におけるモニタリングの評価に差が生じないように、評価を5段階に統一させた。

これらの取組により、モニタリングの実効性を確保した。

(3) 契約事務

○ 検定合格警備員が適正に配置されたか確認できるよう仕様書を見直したもの

平成26年定例監査 No. 59 (P. 50)

指摘の概要

交通局の建設工務部は、道路管理者の指示に基づく道路施設の補修等について、単価契約を締結している。

この契約により志村保線管理所及び馬込保線管理所が発注した工事について見たところ、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない道路の区間であるにもかかわらず、検定合格警備員が適正に配置されたか確認できないまま検査を合格とし、工事代金を支出していた。

そこで、検定合格警備員が適正に配置されたことを確認した上で工事代金を支出するよう求めた。

措置の概要

保線課長は、各保線管理所長に対して、事務連絡文書により

- ① 監督員は検定合格警備員が適切に配置されていることを確認すること
- ② 検査員は適正な検定合格警備員が配置されたことを書類で確認すること

などを指示した。

また、特記仕様書に、「検定合格書の提示を求めること」、「工事完了後、検定合格書の写しを提出させること」を規定し、再発防止を図った。

○ 様式を定めるなどして単価契約工事の進捗状況管理を見直したもの

平成26年定例監査 No. 67 (P. 55)

指摘の概要

水道局の多摩水道改革推進本部調整部は、送水管等の維持補修や小規模工事を行うため、162の施工業者と単価契約を締結している。このうち、口径400mm未満の送水管等の工事の施工管理については、東京水道サービス株式会社に委託している。

立川給水管理事務所において、東京水道サービス株式会社が施工管理している工事の進捗状況を、工事系システムから出力される受付処理経過簿で確認したところ、

- ① 完了日、検査日の入力が行われていないもの
- ② 工期の延伸手続が行われていないもの
- ③ 廃番処理が行われていないもの

など、進捗状況の管理が適切でない事例が認められた。

そこで、単価契約工事に係る進捗状況の管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

調整部は、工事系システムの「受付処理経過簿」を使用して個別案件の進捗管理を行うよう、事務連絡文書により関係部署へ周知した。

また、部は、新たに「処理状況一覧」の様式を定め、東京水道サービス株式会社が施工業者ごとに指示した内容を記録し、事務所に提出させることとした。

事務所は、毎月、東京水道サービス株式会社から決裁押印済の「受付処理経過簿」を提出させ、確認・指導することで進行管理を行うとともに、事務所確認後の「受付処理経過簿」を部においても確認することとした。

(4) 安全管理

- 校舎の外壁診断結果を速やかに学校へ連絡し、安全対策を行えるよう見直したものの

平成26年定例監査 No. 79 (P. 65)

指摘の概要

教育庁の東部学校経営支援センターは、建築基準法に基づき、都立学校の校舎等の外壁について、定期的な診断を委託により実施している。

診断の結果、墨田工業高等学校の校舎等の外壁に、第三者被害の可能性がある安全対策の実施と補修が必要であるとされた箇所があったが、センターは学校に調査結果を連絡していないため、学校が安全対策を行えない状況にあった。

そこで、センターに対して、修繕が必要な学校に調査結果を速やかに連絡するよう求めた。

措置の概要

墨田工業高等学校は、該当箇所にバリケードを設置し、立入禁止区域として生徒の安全を確保した上で、外壁補修工事を完了した。

東部学校経営支援センターでは、これまで調査報告書の提出先を2部ともセンターとしていたが、平成26年度からは学校用の1部は直接、受託者から学校に送付するよう仕様書を変更した。

(5) その他

- 公共ます設置の承認工事に係る事務手続に不備や漏れが生じないように見直したものの

平成26年定例監査 No. 76 (P. 63)

指摘の概要

下水道法では、公共下水道管理者以外の者が公共下水道工事を行う場合、その施工者は公共下水道管理者の承認を得て行うこと（以下「承認工事」という。）と定められている。

また、下水道局は、要綱により、施工者は承認工事の申請を行うこと、各下水道事務所長は申請のあった工事を承認し、施工後に申請者から施設を引き継がなければならないことを定めている。

しかしながら、東部第二下水道事務所において公共ます設置の承認工事の事務手続について見たところ、

- ① 申請者が提出した承認工事申請書に提出年月日や工事期間の記載がない
- ② 固定資産台帳に承認工事による公共ますの設置数及び撤去数が登録されていない
- ③ 下水道台帳に公共ますの位置と種類が登録されていない
- ④ 工事記録写真に撮影年月日が記載されていない

など、適切でない状況が見受けられた。

そこで、公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うよう求めた。

措置の概要

東部第二下水道事務所は、承認工事による公共ますについて、固定資産台帳及び下水道台帳に登録の手続をした。

また、事務所職員を対象とした説明会を実施し、申請書や工事記録写真の記載不備について注意喚起するとともに、台帳に確実に登録するよう周知徹底した。

さらに、チェックリストを作成し、今後は事務手続に不備や漏れが生じないように再確認を実施することとした。

2 財政援助団体等監査

(1) 要綱の見直し等

○ 定額補助の妥当性を検証し、補助制度を改めたもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 5 (P. 16)

指摘の概要

産業労働局は、公益財団法人東京都農林水産振興財団の一部の事業に対し、定額補助をしているが、財団から提出された実績報告書では、収支報告の内容が実態と相違しており、局も、補助額の妥当性について十分な検証を行っていなかった。

そこで、財団に対しては、実績報告を適切に行うよう求め、局に対しては、財団を指導するとともに、定期的に補助額の見直しを行うなど、適切な補助制度に改めるよう求めた。

措置の概要

産業労働局は、有機農業堆肥センター事業及び青梅畜産センター運営事業の補助金交付要綱を改正し、実績報告書を事業全体の収支状況を反映した様式に変更した。

また、定額補助金の額は、毎年算定を行っていくこととし、支出した定額補助金と確定額との差額が発生した場合は、差額を返還することとした。

これを受けて、財団は局の指導の下で実績報告書を提出し、局は、事業収支において補助金額も合わせた収入額が支出総額を超えた分を、交付額から減額した。

3 行政監査

(1) 災害対策等

○ 災害時に期限切れ医薬品が使用されることのないよう備蓄医薬品の管理方法を見直したもの

平成25年行政監査 No. 19 (P. 29)

指摘の概要

福祉保健局は、地域防災計画に基づき、震災時に医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、都内8か所の倉庫に医薬品等を保管している。

このうち、立川防災倉庫では、平成25年度第1四半期の買い替えを失念したため、使用期限の切れている医薬品が見受けられた。

そこで、備蓄医薬品の管理を適正に行うよう求めた。

措置の概要

福祉保健局は、倉庫に備蓄されている全ての医薬品と医薬品リストに記載された使用期限との照合を行い、期限の切れている医薬品を平成25年度内に買い替えた。

また、平成25年度末に医薬品の更新期限を再確認するとともに、平成26年度からは月単位で管理することで買い替えの失念を防ぐようにした。

4 各会計歳入歳出決算審査

(1) 財産の登載等

○ 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの

平成25年度各会計歳入歳出決算審査 No. 20～28 (P. 30、31)

生活文化局など7局は、財産に関する調書において、

- ・土地の過大登載（8件）
- ・建物の過大登載（1件）
- ・動産の過大登載（1件）
- ・出資による権利の過大登載（5件）、登載漏れ（1件）
- ・物品の過大登載（3点）、登載漏れ（1点）

があったため、財産管理のシステムに修正入力を行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は82件（指摘：82件）であり、残る52件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表4）措置の進捗状況

（単位：件）

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成23年 定例監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指 摘	77	76	1	0
		意見・要望	3	3	—	—
		計	80	79	1	0
平成24年 定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指 摘	126	117	2	7
		意見・要望	5	5	—	—
		計	131	122	2	7
平成24年 財政援助団体等監査	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指 摘	57	54	3	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	57	54	3	0
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理 について)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指 摘	17	10	1	6
		意見・要望	—	—	—	—
		計	17	10	1	6
平成25年 定例監査 (平成24年度執行分)	平成25.1.7 ～平成25.9.3	指 摘	91	85	6	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	91	85	6	0
平成25年 財政援助団体等監査	平成25.9.17 ～平成26.1.30	指 摘	60	53	3	4
		意見・要望	—	—	—	—
		計	60	53	3	4
平成25年 行政監査 (東京都における災害対策 ～発災直後における組織体制の 機能維持について～)	平成25.9.19 ～平成26.1.30	指 摘	15	9	3	3
		意見・要望	—	—	—	—
		計	15	9	3	3
平成25年度 各会計歳入歳出決算審査	平成26.7.14 ～平成26.9.4	指 摘	11	—	9	2
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	—	9	2
平成26年 定例監査 (平成25年度執行分)	平成26.1.6 ～平成26.9.4	指 摘	84	—	54	30
		意見・要望	—	—	—	—
		計	84	—	54	30
合 計		指 摘	538	404	82	52
		意見・要望	8	8	—	—
		計	546	412	82	52

第3 通知の内容

[平成23年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	教育庁	各種検定試験に関する適切な事務処理手順を定めるべきもの	<p>五日市高等学校では、日本漢字能力検定の実施に当たり、自校を受検会場として団体受検を行っている。</p> <p>学校は、検定料を生徒の積立金から支出しており、他方、日本漢字能力検定を実施する団体から、自校を受検会場としたことの経費として、事務連絡費については、検定料合計の1割（3万6,720円）を、また、準会場実施経費については、定額（2万5,000円）を受け取ることとしている。</p> <p>その結果、学校は、団体から受領する分を検定料から差し引いて納付しており、事務連絡費分を各生徒に還元し、準会場実施経費分を検定テキスト等の教材の購入に充てることとしていた。</p> <p>しかしながら、これらの経費は、都の歳入として計上すべきものとする考え方や、各生徒に還元するという考え方がある。</p> <p>このように、これらの経費の取扱いについては、検討を要する事項が多く、同様の事例が学校で実施する各種検定試験においても生じる可能性があるため、都立学校教育部は、各種検定試験に関する事務処理手順を定める必要がある。</p>	<p>都立学校教育部は、平成25年11月、日本漢字能力検定をはじめとする各種検定試験団体との調整を完了し、検定試験を学校教育活動として実施する場合と、学校教育活動として実施しない場合に分けて、各々の事務処理手順を定めた。その後、平成26年1月24日、都立学校長に対し都立学校において検定試験を実施する場合の経費等の取扱いについて通知し周知徹底を図り、運用を行っている。</p>

[平成24年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	建設局	アンケートの方法、項目等、利用者満足度調査の適切な実施について検討すべきもの	<p>公園緑地部は、都立公園、庭園等（以下「都立公園等」という。）の94施設について、協定を締結し、指定管理者に管理運営を行わせている。</p> <p>また、「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」（平成23年3月総務局行政改革推進部）において、都又は指定管理者は、都立公園等の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、内容を確認分析するとしていることから、原則として、全ての施設で利用者アンケート（利用者満足度調査）を実施することとしている。</p> <p>部はアンケートの実施方法について、「利用者アンケート調査実施要領」を定め、調査期間内において1回又は複数回の実施を求め、必要回答数は1公園につき原則100以上とし、内容、時期等は施設の特性等に応じて決めるよう指示している。</p> <p>指定管理者は、部の指示に基づき、アンケートを実施しているが、その状況について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>ア 回答数について</p> <p>① 部は、公園利用者数の多寡にかかわらず必要回答数の下限を一律に設定している。</p> <p>② 必要回答数を100以上とする合理的な根拠がない。</p> <p>その結果、指定管理者は回答数が概ね100以上となった時点でアンケートを打ち切っているなど、公園利用者の満足度を適切に把握するための有効なものとなっていない。</p> <p>イ 実施について</p> <p>部は、公園ごとの利用者満足度を把握するために、各指定管理者へ利用者アンケート調査を実施するよう通知しているが、通知が遅れたため、平成23年度については調査期間が実質9月から12月末までの4か月程度しか確保できず、年間を通じた利用者満足度が十分に把握できない状況となっている。</p>	<p>ア 回答数について</p> <p>100以上としている現状の必要回答数について、統計の標本抽出理論に基づいて合理性を改めて検証したところ、公園利用者の満足度を適切に把握できる有効回答数であり、妥当であることが確認できた。</p> <p>イ 実施について</p> <p>平成24年4月25日付文書により各指定管理者にアンケート調査を依頼した。調査期間は平成24年12月末までとし、公園ごとの利用特性等を考慮した調査時期の選定、複数日及び休日、平日それぞれへの調査日の設定、特定の年代、施設利用者に偏らないよう配慮するなどとともに、原則、調査員が調査票を直接配布し、調査を実施することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
3	港湾局	福利厚生施設の運用を適切に行うよう指導すべきもの	<p>東京港管理事務所は、港湾法に基づき、船員等の福利厚生を増進するため芝浦サービスセンターをBに使用許可し、施設の運営を行わせており、条例により使用料は不徴収としている。</p> <p>使用許可書では、①使用目的は船員等の福利厚生を増進するための施設として使用しなければならないこと、②利用料、利用日、利用時間等の使用に係る事項については都が承認した利用規程に従い、利用規程の改定に当たっても都による事前承認を要すること、③Bは使用施設の利用状況及び運営収支について毎月、所に報告すること、などが使用許可の条件として規定されている。</p> <p>ところで、当該センター内に設置している多目的ホール及びトレーニングルームの運営状況について見たところ、Bとは別の法人が一般利用者を対象として、利用規程によらず施設を利用してフットサル事業等を行っていることが認められた。</p> <p>当該施設は、都が船員等の福利厚生を目的としてBに対し使用許可を行っているにもかかわらず、外形上、法人が独占的に使用している状況は適正を欠くばかりでなく、施設使用に当たり都が使用料を不徴収としているにもかかわらず、法人から使用の対価を得ている状況も適切でない。</p> <p>所は、Bに対し、第三者への業務委託等を明確にさせるとともに、船員等の福利厚生施設の運用を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>芝浦サービスセンターにおけるフィットネス・フットサル事業については、現在の利用状況を踏まえて利用規程を見直し、第三者への業務委託としての位置付けを明確にした。</p> <p>今後とも、港湾労働者用福利厚生施設である芝浦サービスセンターの運営に当たり、Bと定期的に会議を実施するなど施設の運営状況を把握するとともに、適切な指導を行っていく。</p>

〔平成24年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
4	産業労働局 (公益財団法人東京都農林水産振興財団)	事業内容を変更するときなどの判断基準を定めるべきもの	<p>局は、東京の農業の担い手の確保育成のため、東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都青年農業者等育成センターが行う事業に要する経費を財団に補助（平成22年度：1,224万7,060円、平成23年度：1,228万2,279円）している。</p> <p>要綱によると、局は、事業内容の概要、事業規模・対象等が記載された補助金交付申請書を審査し、適当と認めたときに補助金の交付を決定すること、実績報告書の審査、現地調査等により、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときに補助金の額を確定することになっている。</p> <p>また、財団は、補助金の交付の決定を受けた後、事業内容を変更するときなどには、その増減が2割未満である場合を除き、局にあらかじめ補助事業変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならないことになっている。</p> <p>ところで、補助事業に係る実績報告書について見たところ、財団が補助金の交付を決定した補助事業の内容を局の承認を受けずに変更していることが認められた。</p> <p>また、このような状況は、これまでも繰り返されていることが認められた。</p> <p>これについて、局は、増減を判断する基準を定めておらず、補助事業の総額に対する増減が2割以上となる場合に運用で適用しているためとしている。</p> <p>しかしながら、補助金の額は、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときに確定することから、事業内容を変更するときなどの基準は、補助事業の総額で判断するのではなく、補助金の交付を決定した補助事業の内容に着眼して判断すべきである。</p> <p>また、このような状況が繰り返されているのは、財団が補助金交付申請書を作成するに当たり、前年度の補助事業の実績等による見直しを行っていないこと、局が補助金交付申請書に係る審査及び指導を十分に行っていないことによるものであり、適切でない。</p> <p>財団は、補助事業の内容を見直すなどして、補助金交付申請を適切に行われたい。</p> <p>局は、補助金交付申請書に係る審査及び指導を十分に行うとともに、事業内容を変更するときなどの判断基準を定められたい。</p>	<p>局は、当該補助事業において、事業内容を変更するとき承認が必要となる「重要な変更事項」を、「経費の配分の変更（補助金総額の20%を超える増減）」及び「事業の内容の変更（事業区分における事業内容の追加又は中止）」として定めて要綱の一部改正を行い、判断基準を明確化した。</p> <p>さらに、財団からの補助金交付申請について、局から指導の上、事業の目的に即した適切な内容であるかを中心に確認、審査した。</p> <p>財団は、要綱の変更点を踏まえ、局の指導を受けながら、昨年の実績と内容を考慮した実施計画、交付申請を作成し、局に提出した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
5	産業労働局 (公益財団法人東京都 農林水産振興財団)	適切な補助 制度に改 めるべきも の	<p>局は、有機農業堆肥センター運営事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、有機農業堆肥センター運営事業に必要な経費を財団に補助（平成22年度：2,896万3,000円、平成23年度：2,896万3,000円）している。この補助金は、定額で交付することとしている。</p> <p>また、青梅畜産センター運営事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、青梅畜産センター運営事業に必要な経費を財団に補助（平成22年度：1億5,607万5,719円、平成23年度：1億5,704万8,908円）している。この補助金は、人件費と事業費に係る経費を補助するもので、事業費は定額で交付することとしている。</p> <p>ところで、補助事業に係る実績報告書について見たところ、財団が実績報告書に添付した収支報告書における事業実績が、事業全体の収支状況を反映していないことが認められた。</p> <p>これらは、要綱において標準経費から標準収入を差し引いた額を定額補助するとしているものの、局は、その標準収入及び標準経費の積算根拠を十分に検証しておらず、予算金額を補助額とし補助金が交付され、一方、財団は、実績報告において、対象経費から定額補助額を控除して算出した金額を事業主負担として計上し、当初補助金交付額どおり確定するとの慣行となっていたからであり、適切でない。</p> <p>局は、財団の経営意欲を喚起するためのインセンティブとなるよう定額補助制度を導入したとしているが、そのためには、適切な定額補助額を設定するなど、インセンティブが働くよう定期的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>財団は、補助金の実績報告を適切に行われたい。</p> <p>局は、補助金の実績報告を適切に行うよう財団を指導するとともに、適切な補助制度に改められたい。</p>	<p>局は、平成25年3月29日に有機農業堆肥センター及び青梅畜産センター両補助金の交付要綱を改正し、事業実績報告書を事業全体の収支状況を反映した様式に変更した。</p> <p>定額補助金の設定額は、毎年算定を行っていくこととし、支出した定額補助金と確定額との差額が発生した場合は、差額を返還することとした。</p> <p>また、実績報告を適切に行うよう財団を指導するとともに、改正した交付要綱に基づき、財団から提出された実績報告書を審査した。事業収支において補助金額も合わせた収入額が支出総額を超えた分は、交付額より減額して額を確定した。</p> <p>財団は、改正した補助金交付要綱に基づき、局の指導の下で事業執行し、実績報告書を提出した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
6	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	職員健康診断業務委託の契約事務を見直すべきもの	<p>公社は、各病院、がん検診センター及び事務局において、職員の健康診断業務を専門業者にそれぞれ委託している。</p> <p>ところで、公社は、業務委託契約について、業務ごとに標準単価及び適用の考え方などの積算基準を定めて、積算の根拠を明らかにし、適切な積算を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、積算基準が定められているのは、医事業務等に限定されており、職員健康診断業務委託契約については、何ら基準がないことから、合理的な根拠がないまま、各病院において予定価格（単価）を設定し積算している。</p> <p>その結果、法定の同内容の業務について、同じ受託者において、規模が大きいにもかかわらず割高となっている事例があるなど、適切な積算となっていない。</p> <p>また、公社は、消化器検診については、公社全職員をがん検診センターで実施する方針を決定し実施しているものの、その他の健康診断については、統一基準の策定や集約実施等の方針はない状況である。</p> <p>このため、事務の効率性、経済性の観点から、職員健康診断業務委託契約について、統一基準の策定や集約実施等、契約事務を見直す必要がある。</p>	<p>健康診断業務委託の実施基準について、一般定期検診の主たる検査項目に対する予定単価の公社基準を作成した。</p> <p>また、集約実施については、全公社病院の健康診断業務を単独業者と契約する前提で仮見積を徴取するなど検討を重ねてきたが、平成26年7月に公社が東京都医業健康保険組合に加入したことにより、各病院において実施する健康診断に対しては組合から費用助成を受けられるようになり、経済的負担は軽減されることとなった。</p>

[平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
7	港湾局	建物のより有効な利活用に努めるべきもの	<p>局は、東京港の管理運営、振興及び港湾施設の整備並びに埋立地の造成、整備等を行うための事務所等を、東京港沿岸部に複数設置している。</p> <p>ところで、このうち、旧東京港防災事務所、旧南部庁舎、船舶工場の建物については、監査日（平成24.10.31）現在、事務所としての機能を他所へ移転していることから、局は、上記の建物を書庫等として活用している。</p> <p>しかしながら、その活用状況を現地調査したところ、各建物の一部に書架を設置し、書類等を分散して保管しているため、各建物には、相当の空きスペース（床）が残っていることが認められた。</p> <p>このため、分散した書庫等をできるだけ集約化し、空き棟や大規模な空きスペースを確保した上で、建物等の有効活用を図ることが必要である。</p>	<p>旧東京港防災事務所に保管している文書については、旧南部庁舎に集約することとし、平成27年3月中旬までに移送する。</p> <p>旧東京港防災事務所の建物は撤去することとし、跡地については、緊急時資材保管用地等として活用する予定である。</p> <p>船舶工場の1階の空きスペースは、平成27年2月末までに、浜離宮から集約予定の水面監視艇5隻の船用具倉庫とし、2階ロフトは、3月中旬までに所・局の文書書庫とする。</p>

[平成25年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
8	都市整備局	都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行うべきもの	<p>都営住宅経営部は、東京都営住宅等管理業務等委託契約（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：357億405万9,300円（概算払））を東京都住宅供給公社と締結している。</p> <p>本契約の委託業務には、都営住宅の建替えによって創出された土地（以下「都営住宅跡地」という。）の維持管理が含まれており、仕様書には、都営住宅跡地について草刈を年2回程度行うことなどが定められている。</p> <p>ところで、この草刈の実績について見たところ、監査日（平成25.3.6）現在、草刈の実績がない土地及び仕様書に記載している面積と公社からの実績報告の面積とが一致していない事例が認められた。</p> <p>また、部は、年2回の公社に対する実地検査によって本契約の履行確認を行っているとしているが、草刈に係る実績報告について図面・写真等による確認等を行わずに承認し、概算払を精算していることが認められた。</p>	<p>都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行うに当たり、①仕様書の精査、②草刈未実施の理由を含む図面・写真等による履行状況の確認を行うこととした。</p> <p>①については、平成25年度に都営住宅跡地の面積を精査し、平成26年度契約の仕様書に反映させた。</p> <p>②については、年2回公社に対して実施する局の実地検査において草刈業務に特化した検査を実施し、検査時点で実施していない理由を含め、図面や写真で履行状況を確認することとした。</p> <p>今後も、都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	福祉保健局	管理運営委託契約について執行管理を適切に行うべきもの	<p>医療政策部は、東京都ナースプラザ管理運営委託契約（概算金額：2億1,297万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）をDと締結している。</p> <p>この契約について見たところ、以下のような問題点が認められた。</p> <p>① この契約は、個人情報を取り扱うため、契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項により、この委託業務の中で第三者に委託する場合は、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ部の書面による承認を得た場合とされている。</p> <p>また、部に承諾を求める場合は、再委託の内容、当該業務において取り扱う情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、個人情報に係るデータを取り扱う再委託について書面による承認等の手続を行っていない事例が認められた。</p> <p>② 委託経費でDが購入した物品について見たところ、全ての物品が第4四半期に購入され、そのほとんどが年度末に購入されている。購入された物品は契約期間終了後には部に引き渡されることとなるものの、委託経費は一年間の管理運営経費として支出しているため、年度末に集中した購入は適切でない。</p>	<p>個人情報に係るデータを取扱う再委託についての書面による承認手続について、平成25年9月19日付25福保医人第1246号の承諾書により書面による承認等の手続を行った。</p> <p>今後も当該手続を継続して実施していく。</p> <p>物品については、計画に従い購入を行うこととし、平成25年度については年度末の新規購入は行っていない。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10	病院経営本部	適切な業務遂行を確保すべきもの	<p>PFI手法を導入している病院では、各事業契約書において、事業者は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために業務別仕様書及び業務手順書（以下「業務仕様書等」という。）を作成して病院に提出し、病院は、その内容を確認の上、合理的な必要がある場合、事業者に対しその修正を求めることができるとしている。</p> <p>ところで、PFI手法を導入している多摩総合医療センターにおいて、業務仕様書等について見たところ、</p> <p>① 医業外未収金の債権管理のうち職員住宅管理事務補助業務について、事業者が行う業務とされているにもかかわらず、事業者が作成する業務仕様書等に事業者が行う業務としての記載がない</p> <p>② 診療費の過誤納還付未済金の管理について、事業者が作成する業務仕様書等に還付決定後の具体的な業務手順が記載されていない</p> <p>など、適切でない事例が認められた。</p> <p>これらは、業務仕様書等の確認及び修正要求など、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な対応がなされていないことによるものであり、昨年度も同様の指摘をされている病院があることから、サービス推進部は、各病院に対して、業務仕様書等の点検・見直しを指導するなど、適切な業務の遂行を確保する必要がある。</p> <p>病院は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な対応を行われたい。</p> <p>部は、各病院を指導するなど、適切な業務遂行を確保されたい。</p>	<p>職員住宅管理事務補助業務について、業務要求水準の内容を追加・細分化するとともに、事業者が作成する業務別仕様書及び業務手順書を全面改定させ、平成26年4月から、改定後の業務仕様書等に基づき業務を実施している。</p> <p>過誤納還付未済金の管理について、本部で作成した過誤納還付マニュアルを事業者者に配布・周知するとともに、これに沿って業務を行う旨、業務手順書に盛り込ませ、平成26年4月から、改定後の業務手順書に基づき業務を実施している。</p> <p>部では、業務仕様書等の修正について、業務指導担当係長会及び医事専門課長会の開催や病院への巡回など、各病院への指導を行い、要求水準を満たす業務の遂行を確保した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
11	病院経営本部	履行確認及び評価の実効性を確保すべきもの	<p>P F I手法を導入している病院では、各事業契約書において、運營業務等について、事業者と協議の上策定する実施計画書に従い、業務の履行状況が要求水準を満たしているかどうかを判断・評価するなどのモニタリングを行うとしている。</p> <p>サービス推進部は、各病院が行ったモニタリング結果の送付を受け、内容を確認し、必要に応じて病院に対してヒアリングを実施している。</p> <p>ところで、各病院のモニタリングの状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 多摩総合医療センターは、患者情報管理及び禁止食の誤配膳に係るインシデントについて、事業者から報告を受けているものの、モニタリングにおいて、その対応状況の分析・評価を行っていない。</p> <p>② 松沢病院では、事業者が、統括マネジメント業務の一環としてヘルプデスクを設置し、日常的な問合せ、意見等を一括して受け付け、各業務担当者に対して対応を指示しているが、平成25年3月末日までに対応することとなっている事案について、対応済みであるかを確認していないまま、3月期のモニタリングにおいて、同業務を評価している。</p> <p>これらは、P F I手法導入による病院運営には不可欠となる履行状況の確認及び評価が十分に行われていないことによるものであり、昨年度、同様の指摘をされた病院を含め、複数の病院において認められたことから、部は、各病院のモニタリング状況を点検・指導するなど、履行状況の確認及び評価の実効性を確保する必要がある。</p> <p>各病院は、履行確認及び評価を適切に行われたい。</p> <p>部は、各病院を指導するなど、履行確認及び評価の実効性を確保されたい。</p>	<p>多摩総合医療センターでは、食事の提供業務に加え、医療事務における患者情報管理についても評価項目を新たに設定し、モニタリングにおいて、業務の対応状況の分析・評価を確実に行うこととした。</p> <p>松沢病院では、ヘルプデスクの対応状況について、2週間ごとに受付内容及び調整中事項の進捗状況の報告を受けることとし、これを踏まえモニタリングを実施することとした。</p> <p>部は、モニタリングにフォローアップの視点を取り入れるよう各病院への指導を行い、各病院が課題管理表等の作成により、個々の課題が解決するまで確実にフォローできるようにするとともに、部でも各病院の課題管理表等を確認することとした。</p> <p>また、各病院でのモニタリングにおける評価に差が生じないよう、評価を5段階に統一させた。</p> <p>これらのことにより、履行確認及び評価の実効性を確保することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	病院経営本部	アドバイザー業務委託契約のあり方も含めて見直すべきもの	<p>病院経営本部は、P F I手法による病院運営に当たって、法務面、技術面等の助言を得ることを目的として、アドバイザー業務委託契約をそれぞれ締結している。</p> <p>サービス推進部は、施設整備完了までは、施工管理等技術面での支援を、病院運営開始後は、運営に関して事業者と病院との契約をめぐる交渉が事業者と対等にできるように、病院側の知識の不足や契約書条文の疑義解釈に係る法務面等での支援を求めているとしている。</p> <p>しかしながら、各病院の運営状況及び当該契約の実績について見たところ、次のとおり、多摩総合医療センター及び松沢病院において、問題点が認められた。</p> <p>① 病院運営の支援について、改善を要する事例が発生していたが、当該契約の目的である専門的な助言及び支援が十分に得られていない状況であった。</p> <p>② 病院運営に係る知識の提供について、同じ調査（全国の病院のP F I事業の状況）を2つの病院において、それぞれ行わせていることや、既に本部及び先行病院が持っているP F I手法の基本的知識を改めてまとめさせているなど、履行内容の指示が適切でない。</p> <p>このように、P F I手法による病院運営を支援するというアドバイザー業務委託契約が、現状においては、当該契約の目的が十分に果たされているとは言えない状況であることから、部及び病院は、当該契約がP F I手法導入による効果を最大限に得るために有効なものとなるよう見直す必要がある。</p>	<p>多摩総合医療センター及び松沢病院の平成25年度のアドバイザー業務委託契約は、仕様を「事業推進に関する支援」等としており、委託内容が包括的であった。</p> <p>これに対し、平成26年度における各病院のアドバイザー業務委託契約では、病院の個別課題に対する支援に改めた。</p> <p>また、契約内容の見直しに伴い、契約金額も削減した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	病院経営本部	修繕業務の支払事務を適正に行うべきもの	<p>小児総合医療センターは、PFI手法による病院運営を実施している。</p> <p>事業契約書において、修繕業務は、計画的修理修繕と計画外修理修繕とに分けられており、計画外修理修繕の履行方法、支払手続等については、「修繕に関する覚書」（締結日：平成22. 4. 1）により定められている。この覚書では、支払手続として、事業者は修繕費用の相当性を根拠付ける資料を提出すること、病院は事業者による業務の履行の結果を確認し承認すること、などを定めている。</p> <p>ところで、計画外修理修繕に係る支払手続について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>① 修繕に要した費用について、施工業者作成の見積書などの費用の根拠資料が添付されておらず、請求書の内容が妥当なものか確認できない。</p> <p>② 修繕履行年月日及び履行確認年月日が確認できないものがある。</p> <p>病院は、支払手続を遵守するよう事業者を指導するとともに、履行確認を確実にを行う必要がある。</p>	<p>事業者と調整の結果、平成26年4月より、以下のとおり運用を行っている。</p> <p>① 原則として修繕の着手前に、事務局が伝票や見積書等で必要性及び費用の妥当性を確認している。</p> <p>② 修繕履行年月日及び履行確認年月日については、事業者が提出する完了報告書及び修理請求書兼処理伝票で確認するとともに、支出原議に添付することとした。</p>

[平成25年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
14	産業労働局 (公益財団法人東京都 中小企業振興公社)	補助金の 執行を適切 に行うべき もの	<p>公社において、中小企業データベース運営支援事業と下請企業振興事業の執行状況について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>① 公社は、平成23年度の東京都中小企業データベース運営支援事業補助金において、情報セキュリティ強化に係るサポートアドバイザーへの報償費108万円を補助金の算定に含めている。</p> <p>しかしながら、当該サポートアドバイザーの業務は、情報セキュリティに関する全社的取組として年次計画の策定及びそれに基づく取組の支援等であり、中小企業データベースの運営に係るものではないこと、同様の業務について平成24年度では東京都中小企業振興公社管理運営費補助金の算定に含めていることから、これを東京都中小企業データベース運営支援補助金の算定に含めることは適切でない。</p> <p>② 公社は、平成24年度の東京都下請企業振興事業費補助金において、中小企業データベースのサーバ設置場所の変更、ソフトウェア更新・改修等に伴う経費461万5,345円を補助金の算定に含めている。</p> <p>しかしながら、当該経費は、中小企業データベースの運用形態の変更等を目的としたものであることから、東京都中小企業データベース運営支援補助金の算定に含めるべきであり、東京都下請企業振興事業補助金の算定に含めることは適切でない。</p> <p>また、局は、これらの状況を認め、両補助金を精算しており、適切でない。</p> <p>公社は、補助金の執行を適切に行われたい。</p> <p>局は、補助金の審査を適切に行われたい。</p>	<p>公社は、平成25年度の補助金執行について適切に行うよう、平成26年1月21日の部課長会にて周知した。</p> <p>現在は指摘内容を踏まえ、補助金執行について間違いなく適正に処理している。</p> <p>局は、平成26年1月16日の中小企業データベース運営支援事業臨時会議にて、補助金の執行について指導を行うとともに、課内関係者に対し、補助金の審査を適切に行うよう周知した。</p> <p>また、平成26年4月18日に平成25年度東京都下請企業振興事業に係る検査を、平成26年4月30日に平成25年度東京都中小企業データベース支援事業及び平成25年度東京都中小企業振興公社管理運営事業に係る検査をそれぞれ実施し、適正に執行されていることを確認した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
15	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	住宅長期不在届の事務処理を適切に行うとともに、公社に対する指導を徹底すべきもの	<p>東京都営住宅条例第21条第2項及び同施行規則第25条の規定に基づき、都営住宅を1月以上使用しない使用者は、住宅長期不在届を知事に提出することになっている。</p> <p>ところで、局が定めた事務処理マニュアルでは、不在期間は、原則として1年以内とし、1年を超える場合には使用者に対して住宅返還を求めることとしている。</p> <p>また、局は、不在期間が1年を経過し、帰宅できない場合であっても、①病院等から都営住宅へ帰宅する可能性のあるものについては、個別の状況等に応じて再申請を認めること、②帰宅する可能性が全くないものや都営住宅を使用する必要がないものについては、使用者に対して住宅返還を求めることなどを公社に対して指導しているとしている。</p> <p>しかしながら、目白、赤羽、練馬及び府中の各窓口センターにおいて、住宅長期不在届について見たところ、入院等の期間が5年以上の長期である事例、都営住宅から特別養護老人ホームなどの施設に生活の場を異動させている事例について、公社は、再申請を認めているものの、具体的な状況等は記録されておらず、再申請を認めることが適切であるか、住宅返還を求める必要がないかなどを判断できない状況となっている。</p> <p>都営住宅について、真に住宅に困窮している都民が広く利用することができるよう、利用機会の公平を確保する観点から、再申請を認めるに当たっては慎重に行うべきである。</p> <p>そのためには、再申請を認めた個別の状況等について、記録を確実に残す必要があり、これを残していないことは適切でない。</p> <p>公社は、住宅長期不在届に係る事務処理について適切に行われたい。</p> <p>局は、住宅長期不在届に係る事務処理について指導を徹底されたい。</p>	<p>局では、平成25年10月21日付けで、①長期不在届を受け付ける際には、疾病や身体等の状況等をよく確認すること、②入院等の期間が長期に及び、住宅明渡しを求めるかどうか、公社での判断が困難な事例については、局に判断を求めること、などの取扱いをするよう、改めて公社を指導した。</p> <p>公社では、平成25年10月21日付けで局から受けた指導に基づき、平成25年11月7日に開催した窓口センター所長会において、①長期不在届の受理時に不在理由等を必ず聴き取り、聴取内容を都営住宅管理総合システムに記録すること、②公社において判断が困難な場合、局と協議すること等について周知を図り、この取扱いに従って事務を行うこととした。</p> <p>また、平成26年4月17日に開催した都営窓口係長会議にて、不在理由の聴取内容及び都営住宅管理総合システムへの入力について再周知し、平成26年5月1日付けで社内通知を行った。</p> <p>局では、これらの公社の取組を受け、公社において判断が困難な事例についての協議及び都営住宅管理総合システムへの入力内容の確認を行っている。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
16	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	利用料金 に係る事務 手続を適正 に行うべき もの	<p>法人は、中小企業支援・産業振興のため製品等の品質・性能の評価等を行う依頼試験業務及び新製品・新技術開発等に供する機器利用業務について、それぞれ依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を定め、業務運営を行っている。</p> <p>機器利用における利用料金の支払について、機器利用実施要綱では、利用料金の支払は、会計窓口での現金払いや銀行振込等による前納が原則とされているが、法人の承認を得ることにより後納の支払いも認められている。</p> <p>ところで、①前納の場合、機器利用担当者は利用料金が前納されたことを振込領収証(写)等で確認すること、②後納の場合、要綱に定める後納申請・承認の手続を事前に行い、機器利用を認めることが必要である。</p> <p>しかしながら、後納の承認手続も行われず、銀行振込日前に機器利用がなされた事例が認められた。</p>	<p>平成26年1月28日の幹部会にて、利用料金の前納及び後納手続について、前納の場合は利用前に必要な納入が完了していることを確認後に、また、後納の場合は後納を認める旨の起案決定が決議されていることを確認後に、所属長が「機器利用申込書および承諾書」に決裁印を押印することとし、適正に実施している。</p>

[平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	福祉保健局	震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの	<p>福祉保健局が所管する保健所（西多摩保健所外5所）は、震災時には地域防災計画に基づき、被災市町村に情報・連絡調整役の保健師を派遣するなど、市町村を支援するほか感染症対策等の保健所活動を行うとされている。</p> <p>そこで、各保健所は、特別非常配備態勢時（夜間休日等に震度6弱以上の地震発生時）には、所の全職員が所属の保健所へ参集することとしている。</p> <p>ところで、多摩小平保健所及び南多摩保健所における参集訓練について見たところ、監査日（多摩小平保健所：平成25.10.17、南多摩保健所：平成25.10.18）現在、過去に参集訓練を実施していないことが認められた。</p> <p>局は、両保健所において、定期的に震災発生を想定した参集訓練を行われない。</p>	<p>平成25年11月27日に開催した保健所庶務係長会において、多摩地域の全都保健所において、参集訓練を実施することを確認した。</p> <p>その後、平成26年1月22日に開催した保健所庶務係長会において、具体的な実施時期や実施方法について議論を行った。</p> <p>平成26年5月9日付けで参集訓練の実施方法等に関する規定を定めた実施要領を作成し、5月9日に多摩地域の全保健所に通知を行った。</p> <p>その後、平成26年6月19日に多摩小平保健所、7月1日に南多摩保健所において、参集訓練を実施し、地震等発生時における経路確認を行うとともに、危機管理に対する職員の意識高揚を図った。</p>
18	福祉保健局	東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員を適切に指定すべきもの	<p>福祉保健局では、「災害時における東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員の指定に関する要綱」（平成18年6月局長決定）において、震災等が発生し特別非常配備態勢が取られた場合に災害備蓄倉庫近隣に居住する職員を「東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員」（以下「確認要員」という。）として事前に指定し、毎年度、倉庫被害状況確認訓練等を実施している。</p> <p>ところで、確認要員の決定原議を確認したところ、確認要員については、毎年度6月初旬に決定し、期間は当該の年度末までとしていることが認められた。</p> <p>このため、毎年度、年度当初から確認要員決定までの約2か月間は、確認要員が指定されておらず、空白期間が生じており適切でない。</p> <p>局は、毎年度、約2か月間の空白期間が存在しないよう、確認要員を適切に指定されたい。</p>	<p>災害備蓄倉庫の被害状況確認要員については、平成26年3月に「災害時における東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員の指定に関する要綱」（平成18年6月局長決定）を改正し、下記により、確認要員の空白期間が生じないよう対応した。</p> <p>① 新たな確認要員が指定されるまでの間は従前の確認要員が継続してあたることとした。</p> <p>② 確認要員が、居住地の移転や他局への異動等により不在となる期間が生じる倉庫がある場合は、新たに確認要員を指定するまでの間、生活福祉部計画課救助物資計画担当係長を当該備蓄倉庫の倉庫確認要員代理とすることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	福祉保健局	備蓄医薬品の管理を適正に行うべきもの	<p>福祉保健局は、地域防災計画に基づき、震災時において、都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を、立川地域防災センター内集中備蓄倉庫（以下「立川防災倉庫」という。）外7倉庫に保管している。</p> <p>ところで、これらの倉庫のうち、立川防災倉庫に保管されている備蓄医薬品の管理状況を現場確認したところ、監査日（平成25.10.2）現在、使用期限（平成25.6）の切れている医薬品が見受けられた。局によると、これは、平成25年度第1四半期に買替えする予定であったものを失念したものである。</p> <p>局は、災害時において、期限切れ医薬品が使用されることのないよう、備蓄医薬品の管理を適正に行われたい。</p>	<p>倉庫に備蓄されている全ての医薬品と医薬品リストに記載された使用期限との照合を行った。その上で、使用期限切れ医薬品に代わる補充用医薬品の事前購入手続を総務局に申請し、平成25年12月に承認されたため、平成26年2月28日に契約を締結し、平成26年3月26日に納品を受けた。</p> <p>また、平成25年度末に医薬品の更新期限を再確認し、平成26年度更新計画からは月単位で管理することで買替えの失念などを防ぐようにした。</p> <p>今後も、使用期限を適切に更新計画に反映させ、期限切れが生じないように事務取扱を改善していく。</p>

[平成25年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	生活文化局	公有財産について <出資による権利>	出資による権利1億2,000万円((公財)東京都歴史文化財団出えん金)が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた出資による権利1億2,000万円について、平成26年6月25日に、財産情報システムに登録した。
21	環境局	公有財産について <出資による権利>	出資による権利8億1,968万5,831円((公財)東京都環境公社出えん金(集合住宅等太陽熱導入促進事業)ほか2件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた出資による権利について、平成26年9月4日に、財産情報システムから削除した。
22	福祉保健局	物品について	① 物品2点(顕微鏡ほか1点)が過大に登録されている。 ② 物品1点(浴槽)が登録漏れとなっている。	① 顕微鏡について、平成26年8月6日に物品管理システムから削除した。 また、自動現象装置については、平成26年6月27日に物品管理システムから削除した。 ② 浴槽について、平成26年6月2日に物品管理システムに登録した。
23	産業労働局	公有財産について <出資による権利>	出資による権利3億6,163万5,921円((公財)東京都農林水産振興財団出えん金ほか1件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた出資による権利について、平成26年8月8日に財産情報システムの修正を行った。
24	建設局	公有財産について <土地>	土地343.23㎡(亀島川水門監視所敷地ほか3件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた4件の土地について、平成26年8月6日に財産情報システムから削除した。
25	建設局	公有財産について <建物>	建物35.96㎡(芝久保調節池管理棟)が過大に登録されている。	過大に登録されていた建物について、平成26年8月18日に財産情報システムから削除した。
26	港湾局	公有財産について <土地>	土地1,541.47㎡(御蔵島港護岸道路用地ほか3件)が過大に登録されている。	過大に登録されていた土地について、平成26年8月11日に財産情報システムから削除した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
27	港湾局	公有財産について <動産>	浮標42個（中央防波堤内側灯浮標）が過大に登載されている。	過大に登載されていた浮標について、平成26年8月11日に財産情報システムから削除した。 改めて同月12日に物品管理システムに入力した。
28	東京消防庁	物品について	物品1点（電源装置）が過大に登載されている。	過大に登載されていた物品1点について、平成26年8月7日に物品管理システムから削除した。

[平成26年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	<p>墨田都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日(平成26.2.27)現在、その形状、利用状況等から見て、一体をなしていると認められる複数の筆を同一画地として認定し評価していない事案が認められた。</p> <p>この結果、固定資産税・都市計画税59万1,400円が課税超過となっている。</p>	<p>本件については、現地調査を踏まえ平成26年5月8日に所有者へ利用状況を確認した。</p> <p>複数筆を同一画地として評価することについて、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成21年度から平成25年度分について、平成26年5月30日に価格等修正決定を、平成26年6月10日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、課税超過の額59万1,400円は、平成26年6月27日に全額還付済みである。</p> <p>また、再発防止を図るため、平成26年9月18日に開催した全体総務担当課長会において報告し、都税事務所を含め局全体に注意喚起を行った。</p>
30	主税局	同一画地の認定を適正に行うべきもの	<p>練馬都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日(平成26.2.7)現在、その形状、利用状況等から見て、一体をなしていると認められる複数の筆を同一画地として認定し評価していない事案が認められた。</p> <p>この結果、固定資産税・都市計画税1万8,400円が課税超過となっている。</p>	<p>本件については、現地調査を踏まえ平成26年4月8日に所有者より利用状況を確認した。</p> <p>複数筆を同一画地として評価することについて、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成21年度から平成25年度分について、平成26年4月30日に価格等修正決定を、平成26年5月9日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、課税超過の額1万8,400円は、平成26年5月23日の還付及び平成26年6月2日の納付により、平成26年6月2日までに処理済みである。</p> <p>また、再発防止を図るため、平成26年9月18日に開催した全体総務担当課長会において報告し、都税事務所を含め局全体に注意喚起を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
31	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	<p>足立都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、所は、Aが所有する土地のうち、一般貸付駐車場に用いられている土地を「住宅用地」として認定している。</p> <p>しかしながら、この土地については、周囲がブロック塀で囲われており、監査日（平成26. 2. 17）現在、駐車場利用者を募集していることが認められた。</p> <p>これは、所が課税のため把握している現況と、保有している住宅地図との上で違いが生じていたにもかかわらず、所有者からの申告がなされず、また、所が実施した現地調査等においても発見できなかったことによるものであり、所が、課税上、当初の「住宅用地」の認定のままとしていたことは、適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税・都市計画税6,900円が課税不足となっている。</p>	<p>本件については、平成26年6月6日に所有者より住宅用地等申告書の提出を受け、その後、現地調査、申告内容の確認を行った。</p> <p>非住宅用地への変更について、地方税法第417条第1項の規定及び地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、賦課決定の期間制限である平成22年度から平成25年度分について、平成26年6月30日に価格等修正決定をし、平成26年7月10日に賦課決定を行った。</p> <p>なお、課税不足の額6,900円は、平成26年7月25日に全額納付済みである。</p> <p>また、再発防止を図るため、平成26年9月18日に開催した全体総務担当課長会において報告し、都税事務所を含め局全体に注意喚起を行った。</p>
32	生活文化局	印刷物の契約を適正に行うべきもの	<p>都民生活部における平成25年度の旅券申請案内の印刷に係る契約について見たところ、部は、第1回目を11万6千部印刷するとして随意契約とし、一方、第2回目は、33万500部印刷することから予定価格が100万円を超えるために入札としていた。</p> <p>しかしながら、両件の契約は、配布先のうち旅券課ほか2か所が同一であること、また、印刷物の内容も同一であることから、1回にまとめて競争入札とすべき契約であった。</p> <p>結果として、第1回目の契約は、第2回目と比較して単価が約0.25円高く、契約金額が2万9,232円（監査事務局試算）過大となっている。</p> <p>部としては、旅券申請案内に係る印刷物の契約について、計画的に発注を行うべきであったにもかかわらず、契約を合理的な理由もなく分けたことは、不経済となり、適正でない。</p>	<p>「東京都旅券申請のご案内」に係る印刷物の契約に当たっては、法令改正の時期、及び区市町村に対して申請書様式を送付する時期を踏まえ、計画的な発注を行うため、「印刷・配布計画」を作成し、平成26年4月24日の課内会議にて周知を図った。</p> <p>今年度の発注に当たっては、法令改正（外務省：平成27年1月以降予定）等による大幅改訂に備え、必要以上に在庫を抱えることのないよう所要量を精査し、慎重に積算の上、発注を行った。</p> <p>今後は本計画に基づき、印刷物の契約を適正に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	オリンピック・パラリンピック準備局	高所作業における安全を確保するよう、受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>スポーツ推進部は、「若洲海浜公園ヨット訓練所艇庫新築その他工事（その2）」（契約金額：8,650万3,200円、契約期間：平成25.8.5～平成26.1.30）を締結している。</p> <p>ところで、艇庫における「2階バルコニー防水工事」及び艇庫の屋上における「笠木受けプレート取付工事」の施工状況について見たところ、2m以上の高さの高所作業であるにもかかわらず、工事の受注者は、転落防止措置である安全帯の使用等、墜落災害を防止するために必要な措置を講じていない状況が認められた。</p> <p>これらは、危険な作業であり、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条の規定に反している。</p>	<p>大規模な工事では工事定例会、小規模な工事では指定する日時の連絡会等において、作業工程における高所作業の有無を事前に確認し、高所作業がある場合は現場作業員への安全帯の装着等を指示するとともに、安全対策の徹底について、文書を提示して現場代理人を指導し、これまで以上に法令遵守を徹底した。</p>
34	都市整備局	契約内容の変更を適正に行うべきもの	<p>東部住宅建設事務所は、建替を予定している都営住宅21団地について、建替計画素案の作成を目的として、平成25年度に「都営住宅団地基本調査（その1）」委託契約（契約金額：300万3,000円、契約日：平成25.4.23、履行期限：平成25.8.5）を締結している。</p> <p>このうち、計画素案配置図（以下「配置図」という。）については、調査対象団地ごとに3案ずつ作成、また、事業スケジュール及び建替計画（以下「事業スケジュール等」という。）については、調査対象団地ごとに1案ずつ作成することとしている。</p> <p>ところで、成果品について見たところ、21団地のうち、配置図を3案作成したのは5団地のみで16団地は1案のみであったこと、また、事業スケジュール等を作成したのは配置図を3案作成した5団地のみであったことが確認された。</p> <p>しかしながら、成果品の数量変更について、所は、文書による正規の意思決定手続を経ず、また、変更に伴う契約金額の検証も行っていないことは適正でない。</p>	<p>平成26年4月2日に事務所内において開発課係長会を開催し、委託契約等において適切に進行管理を行い履行確保に努めることを職員に周知徹底した。</p> <p>また、成果品の数量変更等が生じる場合には適切に契約変更手続を行い、変更に伴う契約金額の検証を行うことを併せて周知徹底した。</p> <p>今後、調査委託については、定期的に作業内容・状況等を担当係長等がチェックリストを用いて点検し、課長に報告する体制を整えた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
35	福祉保健局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」（以下「単価基準等」という。）に基づくものとされており、単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出することなどが示されている。</p> <p>ところで、府中看護専門学校、青梅看護専門学校及び芝浦食肉衛生検査所におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 府中看護専門学校における「東京都立府中看護専門学校OA室用サーバー及びプリンターの借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみの表示となっている。</p> <p>② 青梅看護専門学校における「OA室用サーバー外1件の借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみの表示となっている。</p> <p>また、「ネットワークハードディスク等の借入れ」契約では、リース料とは別途算出する月額保守料の積算資料がなく、算出根拠が確認できない。</p> <p>③ 芝浦食肉衛生検査所における「ガスクロマトグラフ質量分析装置の借入れ」契約及び「超高速液体クロマトグラフの借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、月額リース料の金額のみの表示となっている。</p>	<p>総務部契約管財課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について（依頼）」を発出し、各事業所及び各課へ再発防止のための周知徹底を図った。</p> <p>府中看護専門学校、青梅看護専門学校及び芝浦食肉衛生検査所は、今後、当文書に基づき適切に積算をするとともに、再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	福祉保健局	<p>土壌汚染調査委託契約を適正に行うべきもの</p>	<p>医療政策部は、北多摩看護専門学校の仮設校舎建設用地について、土壌汚染の有無を把握することを目的として、「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壌汚染調査（概況調査）委託」（契約金額：135万4,500円、契約期間：平成25.12.26～平成26.2.28、以下「当初契約」という。）をBと契約締結している。</p> <p>また、部では、調査の追加部分を「東京都北多摩看護専門学校仮設校舎土壌汚染調査（概況調査）（追加調査）委託」（契約の相手方：B、契約金額：20万6,850円、契約期間：平成26.1.27～平成26.2.28、以下「追加契約」という。）として契約締結している。</p> <p>部によると、追加契約を行った理由は、当初契約において、特記仕様書に記載されている土壌分析項目のうち、第3種特定有害物質の調査項目としている「有機リン」を「ポリ塩化ビフェニル」に変更したこと及び各調査数量も変更したことによるものであるとしている。</p> <p>しかしながら、このような変更が生じた場合は、追加契約によるのではなく、当初契約において、契約変更にて対応すべきであり、契約変更事務手続を行っていないことは適正でない。</p>	<p>総務部契約管財課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について（依頼）」を発出し、各課及び各事業所へ再発防止のための周知徹底を図った。</p> <p>医療政策部では、今後、当文書に基づき、契約の仕様内容を十分に確認するとともに、調査項目・数量等の変更が生じた場合は、追加契約又は契約変更の方法によるのか十分に確認し、契約手続を適正に進めていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	福祉保健局	建物・設備管理を適正に行うべきもの	<p>健康安全研究センターは、「東京都健康安全研究センター建物・設備管理委託」（契約金額：4,326万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を契約締結し、仕様書において冷房・冷凍装置の保守点検を年2回行うことを定めている。</p> <p>ところで、本契約における保守点検報告書を見たところ、年2回点検のいずれにおいても仕様書で指定しているファンコイル406か所のうち、4か所については、点検を行っていないまま履行確認を行っており適正でない。</p>	<p>点検を行っていなかった4か所のうち、2か所については現状のままでも点検が可能であることを委託業者と確認し、平成26年5月28日に点検を実施した。残りの2か所については点検口を設置しないと点検ができないため、施工業者に依頼し、6月16日に点検口を設置し、6月25日に点検を実施した。</p> <p>これらにより、平成26年度第1回保守点検から、仕様書で指定している全406か所の点検について実施済みとなっている。</p> <p>また、総務部契約管財課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について（依頼）」を発出し、各課及び各事業所へ再発防止のための周知徹底を図った。</p> <p>センターは、今後、当文書に基づき、確実な履行確認を行い、再発防止に努めることとした。</p>
38	福祉保健局	不良箇所に対する対応を速やかに行うべきもの	<p>動物愛護相談センターは、「消防用設備等点検業務委託（城南島出張所）」（契約金額：29万4,000円、契約期間：平成25.6.24～平成26.2.28）を契約締結し、総合点検と外観・機能点検を委託している。</p> <p>ところで、センターでは、平成25年7月の総合点検において、ハロゲン化物消火設備の不良が報告され、さらに平成26年1月の外観・機能点検でも同様の報告がされているものの、監査日（平成26.5.12）現在においても補修が行われていない。</p>	<p>ハロゲン化物消火設備の不良については、平成26年7月29日に補修を完了した。</p> <p>また、総務部契約管財課では、監査の指摘を受け、平成26年9月10日に「契約事務手続の適正な執行について（依頼）」を発出し、各課及び各事業所へ再発防止のための周知徹底を図った。</p> <p>センターは、今後、当文書に基づき、設備の安全管理を適切に行うとともに再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
39	病院経営本部	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>リース契約の積算については、総務局が毎年作成する「情報システム関係の単価基準等について」（以下「単価基準等」という。）に基づくものとされている。単価基準等では、リース料について、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出すること、また、リースにより調達されるパソコン本体及びソフトの参考価格が示されている。</p> <p>ところで、各病院におけるリース契約について見たところ、以下のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 広尾病院における「電子レセプト点検システム機器の借入れ」契約では、契約目途額の算出において、積算内訳が、物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出しておらず、月額リース料の金額のみの表示となっている。</p> <p>② 広尾病院における「栄養管理システム機器及びソフトの借入れ」契約では、契約目途額の算出において、リース料とは別途積算した5年分の保守料にリース料率を乗じている。</p> <p>このため、リース期間全体で積算額15万2,100円（監査事務局試算）が過大となっている。</p> <p>③ 墨東病院における「病理・細胞診検査業務支援システムの借入れ」契約では、契約目途額の算出において、リース料の積算の基礎となる物件価格及び初期導入費用の算出根拠書類が保存されていない。</p> <p>また、パソコン本体及びソフトの価格については、特段の理由なく、単価基準等により示された参考価格を超えている。</p> <p>このため、リース期間全体で積算額47万4,420円（監査事務局試算）が過大となっている。</p>	<p>本部は、平成26年6月30日に用度係長会を実施し、リース契約の積算に係る適正な事務処理について、各病院への指導を行った。</p> <p>各病院では、係内会議を開催し、積算作業の重要性等に関して再度周知徹底を図り、係員に対して全契約の積算内訳や算定根拠の再確認を指示し、係長が直接点検を行い、精査を完了した。</p> <p>また、今後については、病院経営本部への事前協議、意思決定文書の協議を徹底し、再発防止に努めることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
40	病院経営本部	購入契約に係る検査を適正に行うべきもの	<p>墨東病院では、救命救急センター業務支援システムの端末機として使用するデスクトップパソコン一式の購入契約（契約件名：救命救急センター業務支援システムクライアント端末の買入れ、契約期間：平成26.2.26～平成26.3.31、契約金額：492万4,500円）を締結している。</p> <p>病院は、本契約の仕様書において、履行期限までにパソコン9台を、院内に既存の本システムネットワーク上で操作できるように設定することを定めている。</p> <p>しかしながら、監査日（平成26.5.26）現在、パソコン9台が、病棟地下1階倉庫に納入時の梱包されたままの状態では保管されており、履行が完了していないにもかかわらず、平成26年3月31日付けで検査完了とし、支払ったことは適正でない。</p>	<p>本部は、平成26年6月30日に用度係長会を実施し、適正な検査の実施について、各病院への指導を行った。</p> <p>病院は、指摘事例の主な要因が、新棟の増改築工事の遅延から派生したことであることから、今後は、工事の進捗と関連する購入契約等について、工期等予め詳細なスケジュールを確認するなど、工事担当部署と連携の強化を図るとともに、係内においても履行の確保の徹底を周知し、仕様書の履行確認を確実にやっていくこととした。</p>
41	産業労働局	職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行うべきもの	<p>各職業能力開発センター及びセンターが所管する校（以下「センター等」という。）は公共職業訓練を行っており、このうち人材育成プラザを設置しているセンター等では、中小企業や事業主団体等が社員教育等を実施する場合に、その施設設備を使用させている。</p> <p>東京都立職業能力開発センター条例（昭和46年条例第44号）は、施設設備の利用者は実費を負担することとし、センター等は、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター施設設備使用に関する事務処理要綱」（昭和57年3月31日付56労経職計第531号）に基づき、光熱水費のうち電気料相当分を利用者から徴収している。そのうち200ボルト電源を使用した場合の実費を利用人員10人につき1時間当たり300円と定めている。</p> <p>しかしながら、多摩職業能力開発センター府中校では、平成25年度において、200ボルト電源の使用に係る電気料の実費全件について、利用者から徴収しておらず、適正でない。</p>	<p>平成26年5月30日、係内で適正な業務遂行について周知を図り、以後、適正に実費の徴収をしている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	産業労働局	即時性のない案件を単価の割り増しが無い別契約により施工すべきもの	<p>森林事務所（以下「事務所」という。）は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、林道維持管理工事契約（単価契約）を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。</p> <p>これらの契約の実施に当たり、事務所は「林道維持関係（単価契約）取扱基準」（平成22年11月10日付22産労農森第499号、以下「取扱基準」という。）を定め、取扱基準によれば、本件単価契約の対象は即時性のある工事のみとされている。</p> <p>また、特記仕様書では「受託者は、機動力を有する作業班を常備し、契約締結の日から直ちに工事ができる体制を保持すること」と定めていることから、事務所は、積算に当たって人員確保の必要性を踏まえ、全ての工事の労務費を割り増ししている。</p> <p>ところで、事務所は各契約において林道の草刈りを指示しているが、即時性があつたとは認められない事例が確認された。</p> <p>これらの草刈りについては、林道の日常的な点検や過去の実績を踏まえて計画的に実施することが可能であるため、即時性のある工事のみを対象とする本件単価契約によって施工することは適切でない。</p>	<p>平成26年6月25日に所内全体係長会において、定例監査実査時に指摘のあつた内容について周知し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>また、同年9月4日、出張所職員を対象とした林道維持管理工事の研修会を実施し、即時性のない草刈などについては当該契約で行わないよう指示した。</p> <p>再発防止策として、研修会で配布した資料をマニュアルとして備え付け、不明な点はすぐ参照できるようにした。</p> <p>また、各出張所が発注する際には、係内で書類の相互チェックを行い、さらに、発注前に所属長が発注内容を確認する旨の事務フロー図を同年10月16日付けで作成し、これにより発注を行うこととした。</p> <p>なお、監査日以降は、即時性のない草刈りについて、当該契約では行っていない。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	産業労働局	履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行うべきもの	<p>森林事務所（以下「事務所」という。）は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、林道維持管理工事契約（単価契約）を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。</p> <p>このうち、「浅川管内林道維持管理工事その2（単価契約）」では、平成26年2月10日の指示として、駒木野林道等の除雪及び倒木処理を平成26年2月14日までに行うよう指示している。</p> <p>この指示の実施状況を工事記録写真で確認したところ、除雪については履行期限内に完了したものの、倒木処理は履行期限を超過していることが認められた。</p> <p>これは、除雪作業完了後に再度降雪があったため倒木処理の着手が遅れたことから、履行期限が超過したものであるが、このような場合には、履行期限の延長について適正に事務処理を行った上で、受託者に通知すべきである。</p> <p>しかしながら、事務所は、履行期限の延長について事務処理することなく、また、履行期限までに工事が完了したのものとして完了検査を合格としていることは適正でない。</p>	<p>平成26年6月25日に所内全体係長会において、定例監査実査時に指摘のあった内容について周知し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>また、同年9月4日、出張所職員を対象とした林道維持管理工事の研修会を実施し、履行期限の適切な設定や履行延長時の工期変更に関する手続について再度周知を図った。</p> <p>再発防止策として、研修会で配布した資料をマニュアルとして備え付け、不明な点はすぐ参照できるようにした。</p> <p>また、各出張所が発注する際には、係内で書類の相互チェックを行っている。</p>
44	産業労働局	指示工事中止について適正に意思決定を行い書面で通知すべきもの	<p>森林事務所（以下「事務所」という。）は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、林道維持管理工事契約（単価契約）を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。</p> <p>このうち、「多摩川管内林道維持管理工事その2（単価契約）」における平成26年3月7日の指示書を見たところ、事務所が林道の除雪を指示し、受託者も事務所の指示を受けたとしているものの、当該工事は行われていないことが認められた。</p> <p>このことについて、事務所は、当該工事の施工の必要がなくなったため中止し、その旨を受託者には口頭で通知したとしているが、中止に関しての意思決定及び当該工事の中止を書面で通知したことを確認できない。</p>	<p>平成26年6月25日に所内全体係長会において、定例監査実査時に指摘のあった内容について周知し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>また、同年9月4日に出張所の担当者を対象とした林道維持管理工事の研修会を実施し、中止に関する意思決定や契約相手方への中止に関する通知を書面で行うよう、周知を図った。</p> <p>再発防止策として、研修会で配布した資料をマニュアルとして備え付け、不明な点はすぐ参照できるようにした。</p> <p>また、各出張所が発注する際には、係内で書類の相互チェックを行っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	産業労働局	業務実績に応じて適正に契約変更すべきもの	<p>島しょ農林水産総合センターは、東京港管理事務所日の出庁舎において、島しょ地域等における農林水産業の振興のほか、同庁舎の管理を行っている。</p> <p>ところで、センターは、庁舎の警備及び来庁者の案内を目的として、警備業務委託契約を締結している。この契約は当初、開庁日のみを業務の対象としていたが、所は、閉庁日に庁舎の定期清掃及び機器の保守点検を行うため、平成25年7月22日に、8月以降の毎月2回（合計16回）の閉庁日にも警備業務を行うとする契約変更をしている。</p> <p>この閉庁日の警備業務実績について、警備業務日誌により確認したところ、16回中9回の実績であるが、センターは委託代金の全額を支出していることが認められた。</p> <p>しかしながら、警備業務実績のない日について代金を支出することは適正でなく、契約変更によって警備日数を減じ、その日数に相当する金額8万1,900円（監査事務局試算）を減額すべきであった。</p>	<p>平成26年度の契約について、機械設備点検の中止等で警備を行う必要がなくなった場合は、実績に応じた減額変更をする旨、受託業者と覚書を取り交わした。</p>
46	中央卸売市場	工事の積算を適正に行うべきもの	<p>多摩ニュータウン市場は、市場内の路面補修工事（契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.6.11～平成25.6.27）及び南門詰所前路面補修工事（契約金額：81万9,000円、契約期間：平成25.9.26～平成25.10.11）に係る契約を締結している。</p> <p>積算における単価は、局積算基準を見ると、標準的な工事の単価は、局で定めた標準単価を採用し、標準単価にない場合は、次の順位で採用することになっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建設資材定期刊行物 ② 公表価格（カタログ価格） ③ 見積価格 <p>ところで、積算に関して見たところ、いずれの工事についても、場内路面の不良箇所を補修する単純な工事であることから、局で定めた標準単価を採用すべきであったにもかかわらず、市場は見積価格を基に積算している。</p> <p>また、南門詰所前路面補修工事について、市場が誤って実測面積（58㎡）と相違する数字（75㎡）を用いて設計したことにより、積算額が10万9,300円（監査事務局試算）過大なものとなっていた。</p>	<p>多摩ニュータウン市場では、平成26年4月7日に事務所内において、職場内会議（係会）を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、積算に当たっては基準を遵守すること、及び積算金額についてはチェックを複数で実施することについて周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
47	中央卸売市場	契約事務を適正に行うべきもの	<p>世田谷市場は、関連棟屋外便所漏水他補修工事（契約締結日：平成25.11.22、契約金額：78万7,500円、契約期間：平成25.11.22～平成25.12.13）に係る契約を締結している。</p> <p>本件契約には5件の工事が含まれており、水道の漏水補修のように緊急に実施する必要がある工事（以下「緊急工事」という。）と排水管補修や食堂の排水管への点検口取付・高圧洗浄などのそうでないものが混在している。</p> <p>ところで、契約書類に添付された工事記録写真及び市場の車両受付簿等の日付から、本件工事の主要な部分は、契約締結日前の平成25年11月16日に施工されていたことが確認された。</p> <p>緊急工事については、工事が実施された日を基に契約手続を行うことが認められており、便所フラッシュバルブ漏水補修に関する工事については、それに該当する。</p> <p>しかしながら、市場が、緊急工事を含む本件契約について、実際に工事が実施された日とは異なる日付で施工したとして契約手続を行ったことは、事後契約となり、適正でない。</p>	<p>世田谷市場では、平成26年4月8日に事務所内において、課内検討会議を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、各種規定に基づき適正な契約事務を行うよう複数での確認作業を徹底すること、緊急工事を他の工事と混同して契約手続を行わないこと、また、緊急工事が必要となった場合は関係部署と協議の上、適正な事務手続を行うこと、について周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成26年4月24日に本庁で全市場の管理職を集め拡大場長会を実施し、加えて、平成26年5月9日に全市場の担当者を集め契約事務担当者会を実施し、契約事務の適正化について周知した。</p>
48	中央卸売市場	契約手続を適正に行うべきもの	<p>事業部は、世田谷市場南棟による電波障害が発生している地点（対象戸数：1戸）における東京スカイツリー完成後の変化の有無を調査するため、世田谷市場周辺部電波障害詳細調査委託（契約金額：13万6,500円、契約期間：平成25.8.13～平成25.8.30）を締結している。</p> <p>部は、契約の仕様として、調査ポイントを3点、調査アンテナの高さを12mとし、9放送局の受信状況を調査することとしている。</p> <p>ところで、本件契約の履行状況を見たところ、仕様で示された調査ポイントとは異なる地点を調査した報告が提出されていた。</p> <p>これは、調査ポイントのうち1点において、既存の電柱が支障となったことから必要な調査ができず、受託業者が部からの指示により、他の調査ポイント1点で調査アンテナの高さを変え、調査ポイントを3点確保したことによるものであった。</p> <p>しかしながら、部は、調査ポイントの変更指示を行うに当たり、契約変更を行っておらず、契約変更を行わないまま調査ポイントを変更したことは、適正でない。</p>	<p>事業部では、平成26年5月20日に事業部施設課の全体会を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、契約手続の適正化を図るため、仕様書作成時においては現場の状況について支障物などの確認を徹底すること、また、発注時の仕様と異なる状況が生じたときは速やかに変更手続を進めること、について周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成26年5月9日に本庁において、全市場の担当者を集め契約事務担当者会を実施し、契約事務の適正化について周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
49	中央卸売市場	消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの	<p>事業部は、豊島市場外7か所に設置される消防用機械器具等を適正に維持するため、経済性・効率性を高めるように、8市場を一括して点検保守委託契約を締結している。</p> <p>各市場の場長は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者であり、受託業者から提出された点検報告を基に、不具合箇所については速やかに改修を行う必要がある。</p> <p>ところで、点検を実施した専門業者から提出された機能点検報告書（平成25年6月から8月にかけて報告）について見たところ、事業部は、煙感知器の不良、火災報知器の不鳴動、検定不合格の消防用ホースの設置など速やかな改善が求められる事項があるとの報告を受けたにもかかわらず、監査日現在（平成26. 1. 28）、各市場がどのような改善措置を講じたのか、その状況を把握していなかった。</p> <p>淀橋市場及び北足立市場において、改善措置状況を確認したところ、監査日現在（平成26. 1. 20及び28）、使用が禁止されている消防用ホースが設置されていることが認められた。</p> <p>各市場が、当該消防用ホースは消防法による検定が不合格で、消防法によるリコール制度の対象製品であるとの報告を受けていたにもかかわらず、そのまま設置していたことは、適正でない。</p> <p>各市場は、消防用機械器具等を適正に維持管理されたい。</p> <p>部は、各市場に対して、消防用機械器具等の不具合を速やかに改善するよう、適切に指導されたい。</p>	<p>事業部では、平成26年4月10日に維持管理担当者会議を開催し、消防設備等の点検の結果報告された不具合事項について、各場に対して適切な対応を図るよう指導した。</p> <p>これを受けて淀橋市場及び北足立市場は、消防用ホース製造元へ連絡し、新品への交換を行ったほか、他の市場も消防用機械器具等の破損・故障箇所について、改善を行い事業部へ報告を行った。</p> <p>事業部は、平成26年4月24日に本庁で全市場の管理職を集め拡大場長会を実施し、防火管理者の位置づけについて再認識を図るとともに、消防用機械器具を適正に管理するよう指導し、維持管理体制の徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	建設局	委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	<p>道路管理部は、局が管理する道路施設（トンネル、擁壁等）を安全に保全していくために行う、各種の点検について、「道路施設点検調査要領書」（平成25年9月改訂 建設局道路管理部。以下「要領書」という。）を定めている。</p> <p>また、各建設事務所では、所管の道路施設について、要領書に基づく各種点検を行い、道路施設の異常・損傷を早期に発見し、必要な措置を講ずるとともに、計画的に補修・補強を行っている。</p> <p>ところで、これらの道路施設について、要領書に基づく点検等が適正に実施されているか見たところ、次のとおり、改善を要する事例が認められた。</p> <p>① 道路管理部は、都道上のトンネルについて、予防保全型管理に必要となる資料を得ることを目的として、「トンネル詳細健全度調査委託（道管の5）」契約（契約金額：6,192万6,900円、契約期間：平成25.6.13～平成26.3.14）を締結している。</p> <p>ところで、受託者から提出された施設台帳及び写真台帳について見たところ、各トンネルの現況写真の一部が、過去に各建設事務所が実施した、道路施設定期点検調査時の写真と同一であることが認められた。</p> <p>② 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約（契約金額：661万5,000円、契約期間：平成25.12.6～平成26.3.31）を締結し、要領書に基づく定期点検を実施している。</p> <p>ところで、仕様書により提出すべき成果品について見たところ、防災カルテ（擁壁等の現状をまとめたもの）の作成が必要な49施設全部について未提出であるなど、成果品が不十分な状況が認められた。</p>	<p>① 道路管理部は、「トンネル詳細健全度調査委託（道管の5）」の成果品について指摘された写真台帳の写真について修正を行った。</p> <p>また、再発を防止するため、平成26年8月6日の補修担当課長会にて当指摘について報告を行い、同様の委託実施に当たり、点検要領の再確認、委託監督及び委託完了検査の徹底について周知した。</p> <p>② 第六建設事務所は、成果品について、指摘事項全ての修正を完了した。</p> <p>また、再発を防止するため、平成26年8月6日の補修担当課長会にて当指摘について報告を行い、同様の委託実施に当たり、点検要領の再確認、委託監督及び委託完了検査の徹底について周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	建設局	委託調査に係るデータの確認を適切に行うべきもの	<p>道路管理部は、平成24年度及び平成25年度の2か年度で実施した「トンネル詳細健全度調査」等の結果を踏まえ、トンネル予防保全計画の素案を作成することを目的として、「トンネル予防保全計画検討業務委託」契約（契約金額：1,260万円、契約期間：平成26.1.16～平成26.3.25）を締結している。</p> <p>仕様書によれば、素案作成に向けた業務として、対策工事実施に向けたトンネルの優先順位を検討することとなっており、報告書では、平成24年度のトンネル詳細健全度調査の調査結果で、ランク1（対応の検討）と判定されたトンネルを、優先的に対策工を検討すべき対象として、素案が作成されている。</p> <p>ところで、本委託の基礎資料として使用された、平成24年度の「トンネル詳細健全度調査委託（道管の1）」契約（契約金額：4,164万6,150円、契約期間：平成24.8.31～平成25.3.15）の報告書によるランクを見たところ、ランクの判定が誤っていることが認められた。</p> <p>このため、本委託においても10トンネルについては、誤った判定のままランク1としている。</p> <p>基礎資料を精査せず、ランクの誤りを看過したまま受託者に資料を貸与したことは、適切でない。</p>	<p>道路管理部は、「トンネル詳細健全度調査委託（道管の1）」、「トンネル予防保全計画検討業務委託」において指摘された、健全度ランクの修正を行った。</p> <p>委託調査結果に係るデータの確認を適切に実施するためには、監督員が道路施設点検要領を確認し、受託者指導を行うとともに、委託成果の確実な確認が必要である。</p> <p>このため、再発を防止するため、平成26年8月6日の補修担当課長会にて当指摘について報告を行い、同様の委託実施に当たり、点検要領の再確認と委託監督及び委託完了検査の徹底について周知した。</p>
52	建設局	トンネルの照明設備を適切に修理すべきもの	<p>南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所の設備の維持管理を目的として、「立体交差及びトンネル設備保守委託」契約（契約金額：285万2,850円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結している。</p> <p>所は、本契約において、立体交差及びトンネルの設備の状況について月次点検を行うことになっており、この月次点検によって施設ごとの照明設備の故障箇所が報告されている。</p> <p>この故障箇所の報告を見たところ、監査日（平成26.6.10）現在、小山内裏トンネルの4か所については1年2か月、綾部原トンネルの4か所については1年10か月、故障状態が続いていることが認められた。</p> <p>道路施設の各設備は、道路管理者として安全な通行を確保するために位置や数量等について設計し、設置しているものであり、速やかに修理すべきところ、1年以上もの間、設備の故障が修理されないことは適切でない。</p>	<p>平成26年6月以降、毎月の月次点検の故障報告を受け、別契約の街灯保守（単価契約）により、修理（ランプ・安定器等の取替）した。</p> <p>今後は、月次点検の故障報告を受け、適宜、修理を実施していく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
53	建設局	履行確認を適正に行うべきもの	<p>南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所の設備の維持管理を目的として、「立体交差及びトンネル設備保守委託」契約（契約金額：285万2,850円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結している。</p> <p>また、所は、本契約とは別に、平成25年度に小山内裏トンネルの照明設備の改修工事（上り線のみ、工期：平成25.11.18～平成26.3.14）を施行し、故障している照明設備の改修を順次行っている。</p> <p>ところで、本契約による、平成25年度における小山内裏トンネルの照明設備の月次点検報告を見たところ、照明設備の故障箇所が順次改修されているにもかかわらず、受託者からの報告では、照明設備の故障箇所数が減少していなかった。</p> <p>また、綾部原トンネルについても同様に、実際の照明設備の故障箇所数と受託者からの報告が誤っていた。</p> <p>このように報告が誤っているにもかかわらず、所が完了検査を合格として委託代金を支出していることは適正でない。</p>	<p>今後は、月次点検報告書に不点灯箇所の写真を添付させるとともに、監督員が現地確認を行うこととし、平成26年9月の月次点検報告後に現地確認を実施した。</p> <p>今後も引き続き定期的に行っていく。</p>
54	建設局	委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	<p>南多摩西部建設事務所は、所管する全127橋梁を対象として、「第八次一般橋定期健全度調査」委託契約（契約期間：平成25.8.30～平成26.3.7、契約金額：2,782万5,000円）を締結している。</p> <p>ところで、仕様書に定める成果品について確認したところ、以下のとおり、監査日（平成26.4.14）現在、不適正な事例が認められた。</p> <p>① 仕様書では、橋梁ごとに、「定期点検調査表」を作成し、全橋梁分を提出させることになっているが、9橋梁分の「定期点検調査表」が提出されていない。</p> <p>② 仕様書では、各橋梁の「基本台帳」に、調査年月日及び総合健全度を記載することになっているが、73橋梁について記載されていない。</p> <p>③ 仕様書では、「総括表（一般橋梁健全度一覧表）」、「基本台帳」及び「定期点検表」に、今回調査した総合健全度を記載することになっている。これらの成果品に記載される総合健全度は、橋梁ごとに同一であるべきところ、4橋梁で一致しておらず、正確な記載となっていない。</p>	<p>指摘事項について、全て修正を完了した。</p> <p>また、平成26年7月30日に関係係長会を開催し、委託契約の適正工期の確保を図るとともに、担当職員による適切な進捗管理と成果品の確認を行うことを職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、127橋りょうある調査対象規模を、分割発注をすることにより、1委託当たりの健全度調査対象橋りょう数を、十分に管理可能な適正規模に改め、再発を防止する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
55	建設局	総価契約により施工すべきもの	<p>第五建設事務所は、所管の橋梁について、良好な状態を保ち一般交通に支障を及ぼさないようにすることを目的として、維持補修に係る契約を締結している。</p> <p>これらの契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、橋梁を緊急に維持補修する必要が生じた時に、所が受託者に対して指示書によって施工を指示する単価契約である。</p> <p>このような契約形態については、総価契約では対応が困難な即時性かつ小規模性のある工事・委託のみを対象とすることが「道路維持関係（単価契約）運用の手引」（平成22年4月道路管理部）によって定められている。</p> <p>しかしながら、単価契約による維持工事について見たところ、即時性が認められない事例、小規模性が認められない事例が確認された。</p> <p>所は、即時性や小規模性が認められない維持工事について、総価契約により施工されたい。</p>	<p>第五建設事務所は、平成26年4月25日の「補修課担当者会議」及び平成26年7月2日「補修課係長・工区長会」において関係職員に対し、道路管理部が定めた要領及び手引きに従って単価契約工事を適正に履行するよう指導周知した。</p>
56	港湾局	レインボーブリッジの日常点検を適正に行うべきもの	<p>レインボーブリッジは、上層は首都高速道路、下層は臨港道路及び東京臨海新交通（ゆりかもめ）の二重構造の吊り橋であり、管理事務所は首都高速道路と東京臨海新交通（ゆりかもめ）を除いた橋梁構造物を管理している。</p> <p>所は、レインボーブリッジを常に良好な状態に保つため、構造物の異常、破損等を早期に発見することを目的として、「東京港連絡橋点検要領」（平成6年3月）を定めており、日常点検のうち道路上の巡回目視点検（昼間）の頻度は1日1回としている。</p> <p>ところで、所は、レインボーブリッジの点検を「平成25年度レインボーブリッジ橋梁点検委託」（契約金額：3,465万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）により行っている。</p> <p>しかしながら、この仕様書について見たところ、日常点検のうち道路上の巡回目視点検（昼間）を年間313日としており、東京港連絡橋点検要領が定める点検頻度と比較して52日分不足していることは適正でない。</p>	<p>レインボーブリッジの日常点検については、東京港連絡橋点検要領で定める点検頻度と比較し52日分が不足しているが、委託契約を行い、平成26年10月から不足の26日分について対応した。</p> <p>また、平成27年度以降についても、東京港連絡橋点検要領のとおり適正に点検を行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
57	港湾局	保守点検委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	<p>東京港管理事務所は、中防ばら物ふ頭に配備しているアンローダ2機及びベルトコンベヤ3基の保守点検を目的として、「平成25年度中防ばら物ふ頭アンローダほか保守点検委託(単価契約)」を締結している(推定総金額:1,518万8,775円、契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31)。</p> <p>この契約においては、臨時点検整備を行った場合の1人1時間当たり単価を作業時間帯ごとに定めており、委託経費の支払は、該当単価に作業時間数及び人員の実績値を乗じて行っている。</p> <p>ところで、平成26年3月27日の臨時点検のうち、工種単価区分Bを適用する報告内容について見たところ、保守点検作業報告書では36時間(17時30分から22時までの4時間30分×8人)と記載されているのに対し、業務の指示及び完了届においては44時間(5時間30分×8人)となっていた。</p> <p>しかしながら、所は、履行内容を確認しないまま検査を合格とし、44時間分の経費の支出を行っており、適正でない。この結果、6万7,981円が過大に支出されている。</p>	<p>過払いとなった6万7,981円については、平成26年5月23日に過払金の返納を決定し、受託事業者に対して納入通知書を発行した。</p> <p>なお、同年6月20日に返納の入金を確認した。</p> <p>今後は、検査前に十分書類をチェックするとともに、検査後、支払段階において経理部門でのチェックを行い、ミス未然に防いでいく。</p>
58	交通局	適正な所属年度により支出すべきもの	<p>建設工務部は、地下鉄駅舎等の維持管理の一環として、漏水等の修繕に緊急的に対応するために、東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託契約(契約期間:平成25.4.1~平成26.3.31、契約金額:3億2,900万7,000円、契約相手方:東京交通サービス株式会社)を締結している。</p> <p>ところで、本件契約に係る履行状況について、完了確認印簿及び工事記録写真帳等で確認したところ、工務事務所が平成24年度内に、発注し修繕が完了しているものが2件含まれていた。</p> <p>工務事務所が、平成24年度に所属する作業を、平成25年度の作業として、発注書により指示し、完了確認印簿により確認したとしていることは適正でない。</p> <p>また、部が、完了検査を合格させ、代金を異なる所属年度の予算から支出したことは、適正でない。</p> <p>工務事務所は、発注書による指示及び完了確認印簿による確認を適正に行われたい。</p> <p>部は、適正な所属年度により支出されたい。</p>	<p>平成26年8月12日付建設工務部長通知により、各所属長に対して指摘事項に関して注意喚起を行い、是正措置を講じるよう通知した。</p> <p>また、平成26年8月18日及び平成26年8月25日の工務事務所係長会において、指摘事項を踏まえ、年度内における修繕業務については当該年度により支出するよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>建設工務部は平成26年8月27日の係長会にて、検査及び支出を適正に行うよう指示した。</p> <p>さらに、年度末の処理について受託者、工務事務所、本局の各部署において執行実績確認書等を活用した情報共有を実施し、履行状況の把握に努め適正な支出処理を行う。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	交通局	交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの	<p>建設工務部は、地下鉄各路線及び局用地内における土木構造物の補修並びに道路管理者の指示に基づく道路施設の補修について、緊急的に対応することを目的として、土木工事工種別単価請負工事契約（工期：平成25.8.1～平成26.3.31、推定総金額：3,885万円）を締結している。</p> <p>ところで、志村保線管理所及び馬込保線管理所がこの契約により発注した工事について見たところ、平成21年東京都公安委員会告示第169号に基づいて交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない道路の区間であるにもかかわらず、各保線管理所は、受注者が適正な交通誘導員を配置しているか確認を行っていなかった。</p> <p>また、部は、各保線管理所から提出された契約関係書類からでは、適正な交通誘導員が配置されたことを確認できないにもかかわらず、工事完了検査を合格とし、工事代金を支出していた。</p> <p>各保線管理所は、検定合格警備員の配置に係る確認を適正に行われたい。</p> <p>部は、工事の履行確認及び工事代金の支出を適正に行われたい。</p>	<p>保線課長は各保線管理所長に対し平成26年8月25日付事務連絡にて以下を指示した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監督員は交通誘導員が適切に配置されていることを確認する。 ② 監督員は施工計画書に有資格交通誘導員検定合格書の写しが掲載されていることを確認する。 ③ 監督員は受注者に対し検定合格書の提示を求める。 ④ 監督員は受注者に対し工事完了後配置した交通誘導員の検定合格書の写しを提出させる。 ⑤ 検査員は適正な交通誘導員が配置されたことを書類で確認する。 <p>また、特記仕様書に、以下を規定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 検定合格書の提示を求める。 ② 工事完了後、検定合格書の写しを提出させる。 <p>さらに、建設工務部は平成26年8月26日の係長会にて、検査員は適正な交通誘導員が配置されたことを確認するよう指示した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	交通局	道路使用許可を適正に受けたことを確認した上で道路上での作業を実施すべきもの	<p>馬込保線管理所は、土木工事工種別単価請負工事契約（工期：平成25. 8. 1～平成26. 3. 31、推定総金額：3, 885万円）により浅草線通風口他除草工事を発注している。</p> <p>この工事は、交通局用地内にある地下鉄の通風口周辺で刈り取った草を、道路上で待機する車両に積み込むものであり、道路において除草作業等を行う場合、危険防止の必要から、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項により、管轄する警察署長の許可を事前に受けておく必要がある。</p> <p>しかしながら、所において、工事に係る許可の取得状況を見たところ、受注者は、工事実施日までに管轄する警察署長からの事前許可を受けていなかったことが認められた。</p> <p>所は、受注者に対して、道路交通法を順守し、管轄する警察署長の許可を事前に受けたことを確認する必要があるにもかかわらず、必要な許可がないまま受注者に道路上での作業を実施させたことは適正でない。</p>	<p>馬込保線管理所においては、所内全体会議（平成26年4月24日）、所内区長会（同年5月13日）、事故防止委員会（同年6月13日）にて、道路使用許可を適正に受けた後道路上の作業を行うことを所長より指示した。</p> <p>保線課長は各保線管理所長に対し平成26年8月25日付事務連絡にて以下を指示した。</p> <p>「監督員は受注者に対し、道路上作業を実施する際は道路使用許可を適正に受けたことを必ず確認すること。」</p>
61	交通局	防火管理体制を適正にすべきもの	<p>消防法及び火災予防条例に基づく、各駅の消防用設備等に係る点検委託については、建設工務部が実施しており、部が点検結果を駅務管理所を通じて各駅の防火管理者へ報告している。</p> <p>また、点検結果により修繕が必要となった箇所については、部が、排煙設備以外のスプリンクラー設備等については修繕計画に基づき、排煙設備については、緊急度が高いと判断する箇所から原因調査を行い、順次修繕を実施している。</p> <p>ところで、五反田・日比谷・巣鴨・上野御徒町各駅務管理所が所管する各駅において、消防用設備等に不具合が発生している箇所について、修繕計画及び修繕までの暫定的な対応方針をそれぞれ確認したところ、各駅の防火管理者は、部からの報告がないために、消防用設備等に不具合が生じている箇所の修繕計画等を把握していなかった。</p> <p>部及び各駅の防火管理者は、消防用設備等に不具合が発生している箇所について、修繕計画及び消防用設備を修繕するまでの暫定的な取扱方法の情報を共有し、防火管理体制を適正にされたい。</p>	<p>建設工務部が実施する点検結果及び点検後の修繕計画等について、確実に防火管理者が情報を把握できるよう、情報伝達のフローを再確認した。</p> <p>平成26年8月25日付事務連絡により、防火管理体制における情報提供について電車部から建設工務部へ依頼し、適切な防火管理体制の構築を図ることとした。</p> <p>本年上期消防点検より実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
62	交通局	高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの	<p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条では、「高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない」と高所作業における転落防止策について定めている。</p> <p>馬込車両検修場は、都営浅草線の車両を保守管理するために天井走行クレーンを設置しており、その点検を行うため、高さが2メートル以上ある場所に点検台を設置している。この点検台の床には開口部分があるため、規則に基づいて高所作業における転落防止策を講じなければならない。</p> <p>しかしながら、場は、毎年委託しているクレーンの構造等に関する点検の報告書において、平成22年度からは、転落防止のため点検台機上乗込み口チェーンの取付けを追加すること、平成25年度は、床に開口部分があることから転落・落下防止策を検討することを注意喚起されているにもかかわらず、長期にわたり転落防止策を講じていなかった。</p>	<p>場は、転落防止のため点検台機上乗込み口チェーンの取付けを追加し、床開口部分の転落・落下防止策として落下防止板を設置することとし、平成26年6月29日に対策を完了した。</p>
63	交通局	複数単価契約を適正に締結すべきもの	<p>資産運用部は、「駅舎（ホーム他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：1億505万6,096円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：東京交通サービス株式会社）及び「駅舎（駅出入口他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：4,851万456円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：B）に係る契約締結を行っている。</p> <p>これらの契約は、106ある都営地下鉄駅舎の照明設備の点検清掃を行うものであるが、年度途中における緊急的な駅舎の工事等により数量が確定できないために、複数の項目ごとに単価と年間の予定数量を定めて照明設備の点検清掃を行う複数単価契約である。</p> <p>複数単価契約においては、複数の項目について、それぞれの単価が予定価格以下であることを要件としており、契約手続の際には、予定価格を上回った項目全てについて、最低価格の見積額を提示した者と減価交渉を行い、予定価格以下の単価で契約することとしている。</p> <p>これらの契約内容について見たところ、複数の項目において契約単価が予定価格を上回っており、この結果として、合計16万1,659円（監査事務局試算）が過大に支出されている。</p>	<p>平成26年6月2日に事務連絡を配布し、改めて契約事務担当者全員に注意喚起した。</p> <p>また、見積り合わせ時にはチェックシートを使用して確実なチェックを行うよう周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	交通局	貯蔵品の管理を適正に行うべきもの	<p>志村保線管理所において、貯蔵品の在庫高の管理状況について見たところ、監査日（平成26.4.15）現在、所は、「PCまくらぎ」の在庫高を227本としていたが、現品（202本）が25本少なく、突合しなかった。</p> <p>これは、以下が原因となっていることが認められた。</p> <p>① 平成26年2月20日、「三田線軌道保守その他工事」のために払い出した本数が77本であったのに対して、貯蔵品受払簿には47本と30本過少に誤記したこと。</p> <p>② 不用品（5本）をリサイクル使用するため、貯蔵品としたにもかかわらず、貯蔵品受払簿に記帳しなかったこと（日付不詳）。</p>	<p>志村保線管理所において、平成26年5月9日、貯蔵品受払簿誤記及び未記入分を修正した。</p> <p>また、所においては、従来の帳票確認に加え、材料担当者以外の者が帳簿上の数字と現数が一致することを確認する貯蔵品数量確認票を新たに作成し使用することとした。</p> <p>保線課長は、各保線管理所長に対し、平成26年8月25日付事務連絡にて以下を指示した。</p> <p>① 保線管理所において、工事のため払出した貯蔵品の数量は、貯蔵品受払簿に正確に記帳すること。</p> <p>② リサイクル使用するため不用品を貯蔵品とした場合も、貯蔵品受払簿に確実に記帳すること。</p>
65	水道局	要補修箇所への対応を速やかに行うべきもの	<p>浄水部が定めた「水道施設点検要領」（平成22年3月、以下「要領」という。）によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。</p> <p>ところで、金町浄水管理事務所は、金町浄水場の平成25年度第2回の点検を平成25年12月に行っていた。この点検記録では、「凝集剤注入所地下1階壁面にひび割れ（長さ3m程度）」があることが記載され、その評価を「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」としているにもかかわらず、所は、監査日（平成26.1.29）現在、対応を行っていない。</p> <p>この状況に至る経緯を確認したところ、平成23年度第1回（9月）の点検では「計画的な補修が必要」、平成24年度第1回（6月）点検では「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」とされ、状況が悪化しているにもかかわらず、所は、2年以上の期間において対応を行っておらず適切でない。</p>	<p>指摘のあった壁面ひび割れ箇所については、次のとおり対応を図った。</p> <p>① 平成26年3月に補修工事を実施した。</p> <p>② 今後、点検により把握した要補修箇所については、状況に応じて適切に対応を実施していく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	水道局	点検及びその後の対応を適切に行うよう指導すべきもの	<p>浄水部が定めた「水道施設点検要領」（平成22年3月、以下「要領」という。）によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。</p> <p>ところで、各浄水場の点検状況について見ると、要補修箇所への対応が速やかに行われていない、点検が適切に行われていないなどの状況が確認された。</p> <p>浄水部は、浄水管理事務所及び浄水場に対し、要領に従った点検及びその後の対応を適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>次のとおり、適切な施設点検の実施に向けて周知徹底を図った。</p> <p>① 定例監査対応後の平成26年3月に系列事業所と改善に向けて打合せを行い、施設点検及びその後の対応について適切に行うよう、水道施設点検要領を用いて口頭により指導を行った。</p> <p>② 平成26年5月に浄水系列係長会を開催し、系列事業所に対して、指摘事項の改善及び適切な施設点検の実施を周知した。</p> <p>③ 引き続き、施設点検及びその後の対応について適切に行うよう指導していく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	水道局	単価契約工事に係る進捗状況の管理等を適切に行うべきもの	<p>多摩水道改革推進本部調整部は、送水管等に関する維持補修及び小規模整備工事等を行うため、「多摩水道維持補修工事請負単価契約」（以下「単価契約」という。）を162社（以下「請負業者」という。）と締結している。</p> <p>また、単価契約のうち口径400mm未満の送水管等の補修工事等の施工監理を「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」（以下「業務委託契約」という。）において、東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）に特命により委託している。</p> <p>ところで、立川給水管理事務所です工事系システムから出力される単価契約工事の受付処理経過簿を見たところ、完了日、検査日の入力が行われていないもの、工期の延伸手続が行われていないもの、廃番処理が行われていないものなどの適切でない事例が認められた。</p> <p>これらは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 部が作成している業務委託契約の仕様書において、受託者から事務所に提出を求めている単価契約工事の進捗に係る報告資料の内容が、請負業者ごとにまとめられた発注件数と金額等となっており個々の単価契約工事の進捗状況が把握できるものとなっていないこと ② 仕様書において、受託者が事務所に提出することとされている工事完了日から工事清算終了までの間に行った請負業者への指示の記録については、部が様式を示していないことなどから提出がされておらず、また、事務所に提出するよう指示していないこと ③ 事務所に、受託者に対して現場状況を聴取するなどの進捗管理を十分に行っていないこと <p>によるものである。</p> <p>部は、事務所に単価契約工事の進捗状況の管理を適切に行えるよう、業務委託契約に係る提出書類を見直されたい。</p> <p>事務所は、業務委託契約の履行について受託者を指導するとともに、単価契約工事に係る進捗状況の管理を適切に行われたい。</p>	<p>調整部は、単価契約工事における進捗管理の徹底について、平成26年4月1日付けの連絡文書により、工事系システムにおける「受付処理経過簿」を使用し、個別案件の進捗管理を行うよう関係部署へ周知徹底を図った。</p> <p>また、部は、受託者が請負業者へ指示した内容について、新たに「処理状況一覧」の様式を定め、請負業者ごとに提出させるよう事務所を指導した。</p> <p>事務所は、毎月、受託者から決裁押印済の「受付処理経過簿」を提出させ、事務所が確認・指導することで進捗管理を行う。</p> <p>さらに、事務所確認後の「受付処理経過簿」を部も確認する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	水道局	単価契約工事に係る完了検査を適正に行うとともに、受託者の指導を適切に行うべきもの	<p>多摩水道改革推進本部調整部は、送水管等に関する維持補修及び小規模整備工事等を行うため、「多摩水道維持補修工事請負単価契約」（以下「単価契約」という。）を162社（以下「請負業者」という。）と締結している。</p> <p>また、単価契約のうち口径400mm未満の送水管等の補修工事等の施工監理を「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」（以下「業務委託契約」という。）において、東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）に特命により委託している。</p> <p>ところで、各給水管理事務所において、受託者が監理業務を行っている単価契約工事について見たところ、以下のような状況が認められた。</p> <p>ア 立川給水管理事務所は、配水小管取替え工事後の基準点（測定の基準とするために設置された標識）の復元とそれに伴う測量をAに行わせている（契約金額：125万3,256円、指示日：平成25.4.1、工期：平成25.4.1～平成25.6.28）が、成果品として提出された4枚の測量図のうち、2枚で、測量月日が平成25年2月5日、作図月日が平成25年2月11日となっていた。</p> <p>これは、事務所が、平成24年度に着手指示して施工させたものの、完了できなかった案件を平成25年度分として完了検査を行ったものであり適正でない。</p> <p>イ 多摩給水管理事務所は、新大橋の添架管の塗装をBに行わせている（契約金額：45万1,952円、指示日：平成25.4.25、工期：平成25.5.1～平成25.6.14）。</p> <p>ところで、その施工状況を見たところ、①使用した塗料について、規格証明書が提出されておらず、土木材料仕様書に規定された品質であるか材料検査が行われていない、②塗装について、工事出来形管理基準に規定されている塗装膜厚測定記録が提出されておらず、基準を満たしているか確認していないなど事務所の完了検査が適正でない。</p> <p>また、受託者の施工監理も適切でない。</p>	<p>ア 立川給水管理事務所は、平成26年4月4日、受託者及び局事務所内の関係職員に対し、関係者会議を開催し、年度ごとの履行確認を適切に行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成26年5月14日にも受託者及び局事務所内の関係職員に対し、施設管理担当者会議を開催し、再度、適正な施工管理及び完成検査実施について、指導徹底を図った。</p> <p>イ 立川給水管理事務所は、平成26年4月16日、局事務所内の関係職員に対し、技術係長会を開催し、監査指摘内容について確認を行うとともに、単価契約工事の完了検査の適切な実施について、周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成26年4月17及び22日に本契約の関係者（受注者現場代理人・受託者・局）会議を開催し、添架管塗装工事における監査指摘内容について確認を行い、単価契約工事に係る施工管理の徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
69	水道局	給水装置工事事務の進行管理の確認等を適切に行うべきもの	<p>給水部は、「平成25年度給水装置業務委託契約」を東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）と特命随意契約により締結しており、受託者に、給水装置工事事務及びその付随業務を包括的に行わせている。</p> <p>給水装置工事事務については、「給水課事務取扱手続」（平成22年4月給水部）において、受託者は、給水装置工事事務の進行状況の把握を工事系システムの各種整理簿により行い、進行状況を正確かつ速やかに各種整理簿に入力し、給水装置工事事務が円滑・適正に行われるよう管理する必要があるとされている。</p> <p>また、支所は、受託者が行う給水装置工事事務について、工事系システムにより進行管理が適切に行われているかを適宜確認することとされている。</p> <p>ところで、西部支所における給水装置工事事務の進行管理の確認・指導状況について見たところ、支所は、</p> <p>① 「給水管取り出し工事等請負整理簿」において、進行状況を記載する全ての項目が未記載である工事について、その状況を確認していない。当該工事は、平成25年4月11日に完了しているにもかかわらず、速やかに行うべき清算事務等の事務処理が、監査日（平成26.1.21）現在、行われていない状況であったが、これを把握していない</p> <p>② 「給水管取付・撤去工事整理簿」において、清算事務・しゅん工届提出が未了のものについて、状況を確認していない</p> <p>③ 「給水管取付・撤去工事整理簿」において、清算等事務が、速やかに行われていないにもかかわらず、受託者の指導を行っていない</p> <p>など、円滑・適正に事務処理が行われ、かつ、その進行管理がなされているかの確認・指導を十分に行っておらず、事務の遅滞や処理漏れを防止・改善できない状況となっており、適切でない。</p> <p>支所は、業務委託契約の履行について受託者を指導するとともに、給水装置工事事務の進行管理の確認を適切に行われたい。</p>	<p>西部支所は、受託者に対し、案件ごとの竣工や、清算など進捗に関わる特記事項を整理簿に記入し、進行管理の徹底を図るよう指示した。</p> <p>また、月に一度整理簿を確認し、進捗状況が不明等の現場については、ヒアリング等により状況把握の徹底を図るよう指示するとともに、四半期ごとに進行管理状況を確認し、給水部へ報告することとした。</p> <p>なお、給水部は受託者に対して、平成26年3月3日付で進行管理の徹底や速やかな清算事務の実施等について通知するとともに、平成26年3月14日に給水課長会を開催し、支所において適正な進行管理及び状況確認について周知・徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	水道局	還付未済金の管理を適切に行うべきもの	<p>営業所は、過誤納や更正による水道・下水道料金等の還付金について、「東京都水道局営業事務取扱手続」（平成25年4月サービス推進部、以下「事務取扱手続」という。）に基づき、処理している。</p> <p>事務取扱手続では、①還付原因に基づき、債主と調整の上、還付方法を決定する、②債主と連絡がとれず、還付できない場合は、その経過を記録し、保管することなどの事務処理を定めている。</p> <p>また、サービス推進部では、還付金の支出及び処理等を重点指導項目として位置付け、毎年度、全営業所に対して訪問指導を実施している。</p> <p>ところで、営業所における還付未済金の管理について見たところ、現金還付対象リストに係わる処理について、杉並営業所及び新宿営業所は、債主へ連絡をとるべきところ、連絡先（電話番号）が判明しているにもかかわらず、債主に連絡をとらないまま還付できない事案として処理しているなど、事務取扱手続に基づく処理を行っておらず、適切でない。</p> <p>また、部の平成25年度の訪問指導結果について見たところ、現金還付対象リストに係わる処理について、両所を「適切に処理されている」としており、問題状況の発見・是正に至っておらず、訪問指導の目的が十分に果たされていない。</p> <p>両所は、還付未済金の管理を適切に行われたい。</p> <p>部は、還付未済金の管理に係る指導を適切に行われたい。</p>	<p>口座振込又は現金書留送付の還付事務を円滑に行うため、平成26年6月から、新たに「還付事務室」を設置し、還付事務の一部を委託した。</p> <p>還付事務室では、一元的に移転先の調査や問合せ対応を行い、これまで出力帳票に手書きで記載していた処理経過をシステムに登録することで、部、営業所及び還付事務室の3者で情報を共有する体制を確立した。</p> <p>部は、この委託契約の進行管理を通じて、適切な還付未済金の管理を行っていく。</p> <p>また、充当や窓口・現場還付の処理は引き続き営業所が対応するが、同様にシステムを活用することで、適切な処理及び管理を図っていく。</p> <p>なお、杉並営業所及び新宿営業所の本指摘における事例については、連絡先が判明しているものに対して、電話連絡等の対応を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
71	水道局	契約変更における契約変更金額の算出を適切に行うべきもの	<p>水質センターでは、給水所など10か所にトリハロメタン計を設置し、水中に含まれるトリハロメタン濃度を自動計測している。これらの計器の保守点検等について、計器製造メーカーと特命随意契約（契約金額：724万5,000円、契約期間：平成25.4.16～平成25.10.31）を締結し実施している。</p> <p>ところで、センターでは、最終の10月分点検結果に基づき、契約期間を延長して動作確認を行うことが必要であると判断したため、仕様書を変更し、契約変更（変更後契約金額：803万8,800円、変更後契約期間：平成25.4.16～平成25.11.29）を行った。</p> <p>しかしながら、この契約変更手続について見たところ、本来、変更後設計金額に契約落札率を乗じて契約変更金額を算出すべきであるにもかかわらず、これを行わず変更後設計金額のまま契約変更をしており、適切でない。</p> <p>このため、契約落札率を乗じた場合と比較して、契約変更金額が25万余円過大となっており、同額が不経済支出となっている。</p>	<p>平成26年4月、所内において契約事務手続説明会を開催し、指摘事項及び契約変更時における契約変更金額の算出方法などの手続について、周知徹底した。</p> <p>あわせて、設計部署及び起工部署各々で設計内容のチェックを徹底することを確認した。</p>
72	水道局	研修補佐業務委託を適切に行うべきもの	<p>研修・開発センターは、研修の円滑な運営を確保するため、研修の補佐業務及び研修施設の維持管理に係る業務について、「平成25年度研修・開発センター研修補佐業務委託契約」（契約金額：3,906万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を、東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）と特命随意契約により締結している。</p> <p>ところで、当該契約について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。</p> <p>ア 研修施設維持管理業務について、浄水処理実習プラントは、月例点検（記録保持）を行い、年間2回水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業を実施することとされている。</p> <p>しかしながら、「機器点検表」により確認したところ、月例点検を行っていない機器があった。</p> <p>また、年2回の水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業については、清掃は行っているものの、点検の実施報告及び点検記録がなく、点検の実施が確認できない。</p> <p>この結果、5万4,658円の不経済支出となっている。</p>	<p>ア 仕様書で作成を義務付けている点検報告書（月例点検）について、平成26年度は、受託者が点検対象となる施設ごとにあらかじめ報告書の様式を作成し、委託者の承認を得ることとした。</p> <p>これにより、点検する機器、項目及び点検頻度を明確にし、確実な履行を確認している。</p> <p>年2回の水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業について、平成26年度の仕様書では、作業時の写真を添付した点検報告書の作成を明記し、確実な履行を確認している。</p> <p>不経済支出との指摘のあった5万4,658円については受託者から平成26年8月4日に返納された。</p>

		<p>イ 支給された資機材等について、受託者は、台帳を作成し、適切な管理を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、センターは、受託者における資機材等の管理について確認しておらず、管理状況を把握していないことが認められた。このため、台帳作成及び管理状況について確認したところ、台帳は作成されていたものの、監査日（平成26.2.5）現在、在庫が確認できないものが見受けられるなど、適切に管理されていない。</p> <p>ウ 受託者は、センターと委託業務に関する調整を行い業務全般を総括するため、センターに、総括業務責任者を常駐させることとされている。また、総括業務責任者が不在の時には、副総括業務責任者が代行するものとされている。</p> <p>しかしながら、この常駐の状況について確認したところ、センターは、総括業務責任者が不在の日があったとしているにもかかわらず、代行の状況について確認していない。また、業務日誌の内容及び報告状況などを見ても、常駐の態勢がとられているか確認できない状況となっている。</p> <p>エ 業務従事者の職務能力（能力レベル）について、総括業務責任者は、研修補佐業務等を適正かつ円滑に行うための水道技術や局が行う事業に関する知識及び水道業務の実務経験を有する者で、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有する者としている。</p> <p>しかしながら、総括責任者の職務能力（能力レベル）について、契約時に提出された経歴書等を確認したところ、Dが主催する研修及び講習会等における講師の経験を有しないことが認められた。</p>	<p>イ 監査日に在庫が確認できなかった資機材については、監査日直後に全ての在庫を確認した。</p> <p>平成26年3月に受託者が棚卸しを行い、全ての資機材の在庫状況を確認した。</p> <p>平成26年度の仕様書で棚卸しの実施を明記し、適正な管理を継続している。</p> <p>ウ 平成26年度は、業務日誌の総括業務責任者記名・押印欄に、代行時には「総括業務責任者代行（副総括業務責任者名）」と記載させることとし、代行状況を常時確認している。</p> <p>エ 総括業務責任者の能力レベルについては、必ずしもDの講師経験はなくても、水道事業体における20年程度の技術業務経験を有するか、技術士（上下水道部門）、水道施設管理技士1級の資格等を有していれば十分であることから、平成26年度の仕様書ではその趣旨に沿った記載に改めた。</p>
--	--	--	---

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
73	下水道局	適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの	<p>施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事」契約（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：27億5,369万2,200円）をA組合（以下「組合」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、各下水道事務所が組合に対して施行通知書によって施行を指示するものである。</p> <p>この契約の施行状況を西部第一下水道事務所において見たところ、新宿出張所管内の指示工事第6号（金額：14万4,824円）は、平成25年2月25日（平成24年度）に行われていたことが工事記録写真で確認された。</p> <p>しかしながら、所は、本来平成24年度の指示工事として処理すべきところを見落とし、平成25年度の指示工事として、施行を指示し代金を支払っており適正でない。</p>	<p>本件については、平成24年度の指示工事として処理すべき案件であったため、過年度修正処理により対応した。</p> <p>また、再発防止のために平成26年3月11日、13日及び4月9日に事務所及び出張所の職員を対象とした説明会を実施し、工事指示（施行通知書の交付）と工事の進捗管理を適切に行うことや、完了確認・検査を遅滞なく行うことについて職員への周知徹底を図った。</p>
74	下水道局	工事請負契約を適正に締結すべきもの	<p>施設管理部は、区部の管路施設において、緊急又は迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事」契約（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：27億5,369万2,200円）をA組合（以下「組合」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、各下水道事務所が組合に対して施行通知書によって施行を指示するものである。施行通知書を受けた組合は、速やかに組合員の中から施工会社を選任して工事を行い、工事完了後、各下水道事務所は、完了検査を行うとともに、各工種の数量を確定して工事代金を支払うこととなっている。</p> <p>ところで、西部第一下水道事務所が行った新宿出張所管内の指示工事第60号（金額：49万6,588円）は、取付管の補修工事を行った新宿出張所管内の指示工事第15号（金額：63万7,854円）に伴う路面復旧工事を施行したものである。</p> <p>この路面復旧工事を行うに当たって、所は、路面仕様の同一性確保等の理由から組合に所属していない特定の業者に再発注することを前提としつつ組合へ施行指示を行った。</p> <p>所は、当該業者が組合に所属していないことから、当該業者と直接契約を締結すべきであるにもかかわらず、本契約により、組合へ施行を指示したことは適正でない。</p>	<p>平成26年3月11日、13日及び4月9日に事務所及び出張所の職員を対象とした説明会を実施し、本件と同様の事案については直接施工業者と契約すべきであることを確認するとともに、舗装本復旧に当たり通常と異なる対応が必要となった場合は、事前に関係部所に報告し適切な対応をとるよう、職員に注意喚起を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
75	下水道局	流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行うべきもの	<p>流域下水道本部技術部は、「流域下水道幹線保安作業」契約（契約金額：3,892万5,668円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を、A組合（以下「組合」という。）と締結している。</p> <p>この契約は、流域下水道幹線施設等の維持管理に必要な巡視・点検等の作業を行うもので、作業の種類ごとに単価を定めており、部が、流域下水道幹線施設等の維持管理の作業が必要となったときに、作業内容を「指示書」により組合へ指示し、組合は、作業が終了した後、速やかに作業報告書及び作業記録写真等を部へ提出するものとされている。</p> <p>しかしながら、部は、組合に対して、作業内容の修正について、指示書の修正をしていない事例があり、契約が適切に履行されているか確認できない状況が認められた。</p>	<p>平成26年2月3日付事務連絡「工事及び作業等における「指示」「報告」の適正な事務処理について(周知)」により、契約の標準仕様書及び特記仕様書に基づき書面による「指示」「報告」を徹底するよう流域下水道本部職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、組合から作業報告書が提出された際に、「指示書」と「作業報告書」の内容に齟齬がないか、係員による相互チェックを実施することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
76	下水道局	公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うべきもの	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合、その施工者は公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと（以下「承認工事」という。）となっている。</p> <p>承認工事については、要綱により、施工者は承認工事の申請を行うこと、各下水道事務所長は申請のあった工事を承認し、施工後に申請者から施設を引き継がなければならないとされている。</p> <p>ところで、東部第二下水道事務所の公共ます設置の承認工事に係る申請から引継までの手続について見たところ、以下のとおり適切でない状況が見受けられた。</p> <p>ア 承認工事第12602号（葛飾）のます工事について見たところ、次のとおりであった。</p> <p>① 申請者が提出した承認工事申請書に、提出年月日及び工事期間の記載がない。</p> <p>② 申請者が提出した引継書に、引継年月日及び工事完了日の立会年月日の記載がなく、引継立会者名及び押印もない。</p> <p>また、工事記録写真に、撮影年月日が記載されていない。</p> <p>③ 固定資産台帳へ設置数の登録がなされていない。</p> <p>④ 下水道台帳へ公共ますの位置と種類の登録がなされていない。</p> <p>イ 上記承認工事（第12602号（葛飾））以外の工事について確認したところ、平成23年度分から監査日現在までに行われた承認工事による公共ますの設置数及び撤去数が固定資産台帳に登録されていない。</p> <p>ウ 上記承認工事（第12602号（葛飾））以外の工事記録写真について確認したところ、一部の工事記録写真に、撮影年月日が記載されていない。</p>	<p>ア 承認ます工事における台帳登録については、平成26年3月28日に固定資産台帳への登録の手続を行った。</p> <p>また、平成26年9月29日に下水道台帳への登録の手続を行った。</p> <p>なお、平成26年4月16日に事務所職員を対象とした説明会を実施し、申請書等の記載の不備について注意喚起を行うとともに、台帳への確実な登録について、職員への周知徹底を図った。</p> <p>イ ます設置数等の固定資産台帳の未登録分については、平成26年3月に全て登録手続を行った。</p> <p>ウ 工事記録写真の撮影年月日の記載不備については、平成26年4月16日に事務所職員を対象とした説明会を実施し、職員への注意喚起を行った。</p> <p>さらに、チェックリストを作成し、事務手続に遺漏が発生しないよう再確認を実施することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
77	下水道局	工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの	<p>南部下水道事務所は、管内の下水道施設の維持補修等を目的とした契約について、工事内容の変更に伴う契約変更を行っている。</p> <p>この契約変更手続について見たところ、以下の状況が認められた。</p> <p>① 所は、受注者に対して、書面による変更内容等の通知を行わずに、工法や施工時間などの工事変更を行っている。</p> <p>② 契約変更手続以前の工事について、受注者からの申請及び所の承諾が書面により行われていないにもかかわらず、受注者が変更対象の工事に着工している。</p>	<p>平成26年4月10日に事務所職員を対象とした説明会を実施し、工事変更の必要が認められた場合には、受注者へ変更内容等について書面で通知すること、また、契約変更の手続以前に受注者が変更対象の工事に着工する場合には、申請・承認の手続を必ず書面により行うことについて、職員への周知徹底を図った。</p> <p>さらに、チェックリストを作成し、事務手続に遺漏が発生しないよう再確認を実施することとした。</p>
78	教育庁	教職員の給与の過払い等について効果的な債権回収を行うよう指導を徹底すべきもの	<p>人事部は、教職員の給与の過払い等について、「学校職員給与返納事務処理手順(平成22年2月)」(以下「手順」という。)に則り、各学校が債権管理事務を行っていることから、各学校から提出される「過払い給与等債権管理台帳」などを基に、適切な債権管理を行うよう指導を行っている。</p> <p>手順によると、各学校では、催告等を適切に行い、回収の可能性を速やかに判断するなどして、効果的な債権回収を行うこととしている。</p> <p>ところで、各学校から提出された「過払い給与等債権管理台帳」を基に、人事部における指導状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 稔ヶ丘高等学校が、債務者Aの事案について、1年以上債権回収の取組を行っていない。</p> <p>② 足立高等学校が、債務者Bの事案について、Bと連絡が取れなかったが、必要な所在調査を行わないまま、2年以上が経過している。</p> <p>③ 杉並区立富士見丘中学校が、債務者Cの事案について、1年以上債権回収の取組を行っていない。</p> <p>部は、各学校に対し、滞納している債権を速やかに回収するため、催告等を効果的に行うよう指導を徹底していく必要がある。</p>	<p>人事部は、事例の3件について、平成26年5月30日に各学校及び杉並区教育委員会に催告の再開を指導した。同年6月～8月にも学校等からの相談に応じ、本庁用のマニュアルを送付するなど現場との情報共有を図り、指導及び助言した。</p> <p>①の事例は平成26年8月13日に催告書を送付、②の事例は平成26年9月5日に所在調査するとともに同年9月16日に催告書を送付、③の事例は平成26年6月23日に催告書を送付し、催告を再開した。今後も継続して指導及び助言を実施し、交渉状況を把握することで適正な債権管理を図る。</p> <p>また、これまで年1回(5月)に各学校から債権管理台帳を人事部に提出させるとともに、各学校で債権管理を適正に実施しているかを自己点検させていたが、今後は、これを年2回行うこととし、今年度2度目の債権管理台帳の提出を平成26年9月16日に依頼した。人事部においても、学校での催告の状況を把握し、適正に催促するよう指示し、債権の適正管理を図ることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
79	教育庁	建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知すべきもの	<p>東部学校経営支援センターは、「平成25年度大江戸高等学校外7校施設点検業務委託契約」（契約期間：平成25.11.25～平成26.3.20、契約金額：648万9,000円）を締結し、各学校の外壁の定期的な診断の実施を委託している。</p> <p>各学校は、センターからの連絡を受け、修繕が必要と判定された場所について、適宜修繕を行っている。修繕に準備期間を要する場合は、修繕を行うまでの間、歩行者等の安全確保のために応急の安全対策を行う必要がある。</p> <p>ところで、調査結果について見たところ、墨田工業高等学校の建物について、外壁が劣化した箇所があり第三者に被害を及ぼす可能性があるとして、「危険度Ⅱ」や「危険度Ⅲ」と判定されている。これらの建物は、外壁の近くを生徒等が通行しており、学校が安全対策を行う必要があった。</p> <p>しかしながら、センターは、監査日（平成26.5.12）現在、学校に調査結果を連絡しておらず、その結果、学校が安全対策を行っていない状況にあることは、適切でない。</p>	<p>東部学校経営支援センターは、平成26年5月13日、墨田工業高等学校に報告書を持参し、外壁に危険度Ⅱ、Ⅲの判定がある箇所について説明した。同校は、同日第三者被害の可能性があるあり、安全対策が必要な箇所にバリケードを設置し立入禁止区域として安全対策を講じ、同年8月13日に外壁補修工事が完了した。</p> <p>施設点検業務委託契約の調査報告書の提出先が2部とも支援センターであったが、学校用の1部は直接、受託者から学校に送付するよう平成26年度から仕様書を変更した。</p>
80	教育庁	建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ、速やかに補修を実施すべきもの	<p>多摩教育事務所は、多摩教育センターの建物の管理を行っており、外壁の状況を調査するため、「外壁赤外線調査委託」契約（契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.7.17～平成25.10.31）を締結している。</p> <p>ところで、調査結果について見たところ、建物西面において外壁タイルの浮が発生している部分の面積が大きく、西側は周辺の住民の通路となっているため、剥落した場合、第三者に被害が及ぶ恐れがあることから、タイルの剥離部分を除去し部分張替えを行うことが望ましいとして、「危険度Ⅱ」と判定されていた。</p> <p>しかしながら、所は、監査日（平成26.4.25）現在、補修を行っておらず、また、歩行者の立入りを制限するなど応急の安全対策も講じていなかった。</p>	<p>多摩教育事務所は、監査日以降、当該箇所に面する歩道通行時の安全性について日々警備巡回等で確認を行うとともに、外壁タイルの浮が発生している部分について張替修繕を行い、平成26年6月19日施工完了した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
81	教育庁	長期欠席者の転・退学に係る指導内容等を具体的に記録すべきもの	<p>都立高等学校では、長期欠席により単位未履修となり、転・退学に至る事例が多いことから、転・退学の理由を把握し、その原因に応じた適切な指導・対策を行う必要がある。</p> <p>転・退学に当たっては、生徒及び保護者が、転・退学願を校長宛てに提出し、担任が副申書を添えて、校長に提出する。副申書は、生徒から転・退学の申請があったときに、担任が転・退学が適切であることを申し添えるものである。校長は、転・退学願及び副申書により、転・退学が適切であるかを判断し、転・退学を許可している。</p> <p>学校は、一旦生徒に入学を許可したことから、生徒に転・退学を許可するには、必要な指導・対策を適切かつ慎重に行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったことを確認しておかなければならない。</p> <p>したがって、転・退学に係る副申書には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 単位未履修など転・退学に直接結びつく理由 ② ①の原因となった長期欠席に至った原因 ③ 学校が講じた指導や対策の内容 <p>について具体的に記載し、転・退学に至った原因・理由・指導内容を客観的に検証することができるようにしておく必要がある。</p> <p>指導部においても、転・退学に至った原因や理由、指導内容を客観的に検証できるよう、これらを記録するよう学校に指導している。</p> <p>しかしながら、町田（定時制）、日野、東大和南及び若葉総合高等学校において、長期欠席が主な原因と認められる転・退学に係る副申書に、長期欠席に至った原因や学校が講じた指導・対策の内容についての具体的な記載が不足している事例が複数あった。</p> <p>このため、校長が長期欠席の原因を把握し、指導・対策を行ってもなお、転・退学せざるを得ない状況であったと判断したことの検証ができない状況となっている。</p> <p>各学校は、長期欠席者の転・退学に係る副申書に指導内容等を具体的に記録するよう徹底されたい。</p> <p>部は、各学校に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>指導部は、長期欠席者の転・退学に係る副申書に具体的な指導内容等を記入することを、進路指導主任教員（平成26年6月23日）、校長（同年7月1日）、副校長（同年7月8日）、文書取扱主任（同年9月9日）対象の各連絡会等で周知した。今後も部は継続的に副申書の書き方等について指導を行い、学校における記載の徹底に努める。</p> <p>指摘となった4校については、平成26年6月4日（若葉総合）、同年7月16日（日野）、同年9月11日（町田・東大和南）に各校職員会議において、全教職員に長期欠席者の転・退学に係る副申書に具体的な指導内容を記入するよう校長が指導を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
82	選挙管理委員会事務局	必要な許可を有する相手方と契約すべきもの	<p>選挙管理委員会事務局では、都議会議員選挙及び参議院議員選挙の周知を目的として、のぼり旗の作成等に関する契約を締結している。</p> <p>各契約の仕様書には、①のぼり旗を作成すること、②掲出用のポール及び土台と併せて、都の各部署及び各区市町村の関連部署に納品すること、③一部の納品先においてはのぼり旗の設置をすること、④選挙終了後に、事前に回収要望のあった納品先からのぼり旗、ポール及び土台を回収し廃棄することが定められている。</p> <p>ところで、のぼり旗は一般廃棄物、ポール及び土台は産業廃棄物に該当することから、回収したのぼり旗等の廃棄を委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第6項及び第12条第5項により、運搬については一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者に、処分については一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>しかしながら、各契約の受託者は一般廃棄物収集運搬業などの必要な許可を有しておらず、局が必要な許可を有しない相手方と契約していることは適正でない。</p>	<p>平成26年3月17日に開催された局議において廃棄物の委託契約に当たり必要な許可を有する相手方と契約するよう管理職及び係長に周知徹底した。</p> <p>平成26年7月15日に環境局が実施した「廃棄物処理委託契約の適正化講習会」を契約担当者3名全員が受講し、今後の再発防止に努めた。</p> <p>平成26年9月1日に局の全係長を対象に「廃棄物の処理委託契約に関する説明会」を開催し、上記「廃棄物処理委託契約の適正化講習会」の内容を踏まえ、契約の適正化について説明するとともに、のぼり旗の作成等の契約とのぼり旗等の回収・廃棄の契約を分けて実施するよう周知し、今後の再発防止を図った。</p>